

**いしかわ  
エンゼルプラン  
2025**

－ 石川県こども計画 R7～R11 －

**(案)**

**令和7年2月**

# 目 次

## 第1章 プラン策定に当たって

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1 プラン策定の趣旨             | 1 |
| 2 プランの性格・位置づけ          | 1 |
| 3 プランの計画期間             | 2 |
| 4 プランの策定過程における県民意見等の聴取 | 2 |

## 第2章 プラン策定の背景

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 少子化の動向と少子化がもたらす影響        | 3  |
| 2 少子化の要因と結婚や子ども・子育てを取り巻く環境 | 5  |
| 3 国の動向とこれまでの県の取組           | 19 |

## 第3章 プランの基本的な考え方

|         |    |
|---------|----|
| 1 目指す社会 | 21 |
| 2 基本目標  | 21 |
| 3 基本的視点 | 23 |
| 4 施策体系  | 24 |

## 第4章 具体的施策の展開

|  |    |
|--|----|
| 1 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実     | 25 |
| 2 出産の希望がかない、安心して子どもを産み育てるための母子の健康の確保及び増進 | 30 |
| 3 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備        | 37 |
| 4 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備                 | 48 |
| 5 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実      | 60 |
| 6 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進                | 74 |
| 7 子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有              | 77 |

## 第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方等 | 82 |
|-------------------------|----|

## 第6章 プランの推進方策

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 プランに基づく施策の目標と施策の推進 | 82 |
| 2 推進体制               | 84 |
| 3 進捗管理               | 84 |

# 第 1 章 プラン策定に当たって

## 1 プラン策定の趣旨

本県では、これまで「いしかわ子ども総合条例」や令和 2 年に策定した「いしかわエンゼルプラン 2020」に基づく取組などにより、子どもが健やかに生まれ育つとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進してきました。

しかしながら、本県の出生数は年々減少し、依然として少子化の流れに歯止めがかからない状況にあります。

国においては、全ての子どもが将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指し、令和 5 年 4 月に「こども基本法」を施行しました。同年 12 月には、次元の異なる少子化対策の実現に向けて「こども未来戦略」を定めるとともに、こども施策の基本的な方針や重要事項等について定める「こども大綱」も策定しました。

こうしたことを踏まえ、中長期的な視点に立ち、若者の結婚や出産への希望をかなえ、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現に向けた、総合的な少子化対策を一層強力に推進し、国のこども大綱を勘案した今後 5 年間の行動計画として本プランを策定します。本プランに基づき、より一層の取組を家庭、地域、学校、企業、関係団体などと連携し実施していきます。

## 2 プランの性格・位置づけ

本プランは、いしかわ子ども総合条例（平成 19 年石川県条例第 18 号）第 9 条に基づく「子どもに関する施策を推進するための具体的な行動計画」、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条に基づく「都道府県こども計画」、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 62 条に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 9 条に基づく「都道府県行動計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）第 11 条に定める成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく「都道府県成育医療等に関する計画」、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 9 条に基づく「都道府県子ども・若者計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 12 条に基づく「都道府県自立促進計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第 10 条に基づく「都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策計画」の性格を併せ持つ計画です。

さらに、「石川県成長戦略」（令和 5～14 年度）をはじめ、「石川県医療計画」（平成 30～令和 5 年度）、「いしかわ健康フロンティア戦略 2024」（令和 6～17 年度）、「石川県地域福祉支援計画 2024」（令和 6～11 年度）、「石川の教育振興基本計画」（令和 3～7 年度）、「いしかわ食育推進計画」（令和 4～8 年度）、「いしかわ障害者プラン 2024」（令和 6～11 年度）、「いしかわ男女共同参画プラン 2021」（令和 3～12 年度）、「石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画」（平成 27～令和 6 年度）など、他の県計画と整合的に策定したものです。

## 石川県成長戦略(令和5～14年度)

一県の施策の方向性を総合的かつ体系的にまとめた最上位計画

少子化対策分野における個別計画

分野ごとの個別計画

### いしかわエンゼルプラン2025(案)(令和7～令和11年度)

- いしかわ子ども総合条例に基づく  
「子どもに関する施策を推進するための具体的な行動計画」
- こども基本法に基づく  
「都道府県こども計画」
- 子ども・子育て支援法に基づく  
「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく  
「都道府県行動計画」
- 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく  
「都道府県成育医療等に関する計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく  
「都道府県子ども・若者計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく  
「都道府県自立促進計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく  
「都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策計画」

整合的に策定

### 他の計画

- 石川県医療計画（令和6～11年度）
- いしかわ健康フロンティア戦略2024（令和6～17年度）
- 石川県地域福祉支援計画2024（令和6～11年度）
- 石川の教育振興基本計画（令和3～7年度）
- 石川県社会的養育推進計画（令和2～11年度）
- いしかわ食育推進計画（令和4～8年度）
- いしかわ障害者プラン2024（令和6～11年度）
- いしかわ男女共同参画プラン2021（令和3～12年度）
- 石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画（平成27～令和6年度）

### 3 プランの計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

### 4 プランの策定過程における県民意見等の聴取

令和6年6月 「結婚・子育てに関する県民意識調査」の実施

- |             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 調査対象    | 石川県内に在住する満18歳以上45歳以下の男女3,500人 |
| (2) 抽出・調査方法 | 層化二段無作為抽出法・郵送またはインターネットにより回答  |
| (3) 調査期間    | 令和6年6月7日～6月30日                |
| (4) 回答者数    | 1,156人（回答率33.0%）              |
| (5) 調査者     | 石川県健康福祉部少子化対策監室               |

令和6年7月 「子どもの意識調査(子どもの意見アンケート)」の実施

- |          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 調査対象 | 石川県内全ての小学6年生、中学2年生、高校2年生28,851人       |
| (2) 調査方法 | インターネットにより回答                          |
| (3) 調査期間 | 令和6年7月16日～7月31日<br>(追加依頼：9月12日～9月30日) |
| (4) 回答者数 | 8,920人（回答率30.9%）                      |
| (5) 調査者  | 石川県健康福祉部少子化対策監室                       |

令和6年7月～  
令和7年2月 「いしかわエンゼルプラン2020推進協議会」  
「石川県子ども政策審議会」の開催（計3回）  
令和6年10月 「石川県子ども政策審議会 公聴会」の開催  
令和7年2月 パブリックコメントの実施

## 第2章 プラン策定の背景

### 1 少子化の動向と少子化がもたらす影響

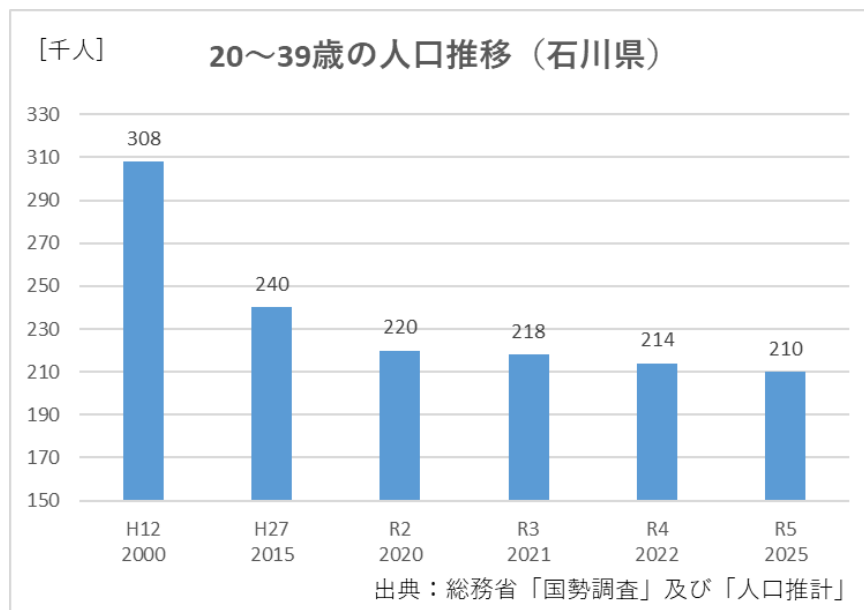
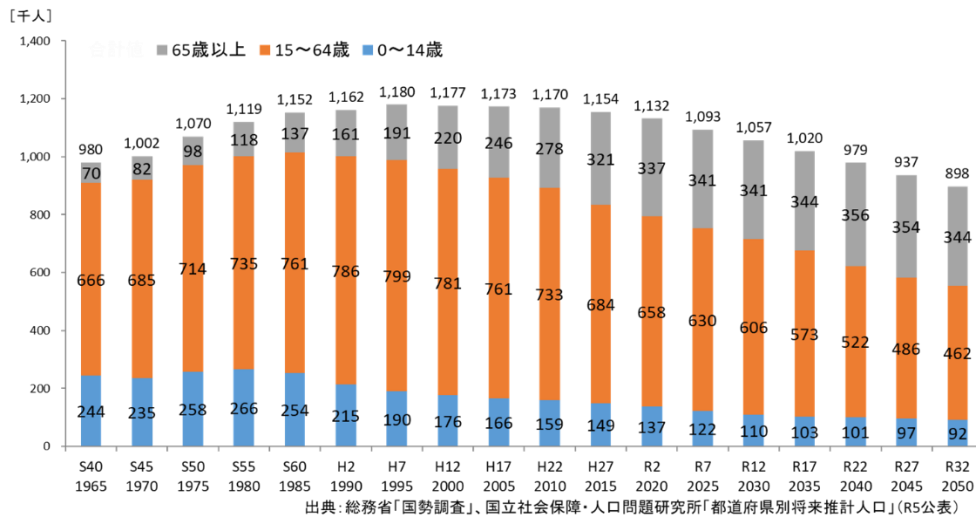
#### (1) 少子化の現状

##### ① 石川県の人口

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」によると、本県の人口は、令和2年（国勢調査）の1,132,526人から、30年後の令和32年には896,801人と約23万6千人（11.8%）減少するとされています。また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）が増加し、老年人口は年少人口の3倍以上になるとされています。

また、結婚・出産が多い世代である20～39歳の人口についても減少傾向にあります。

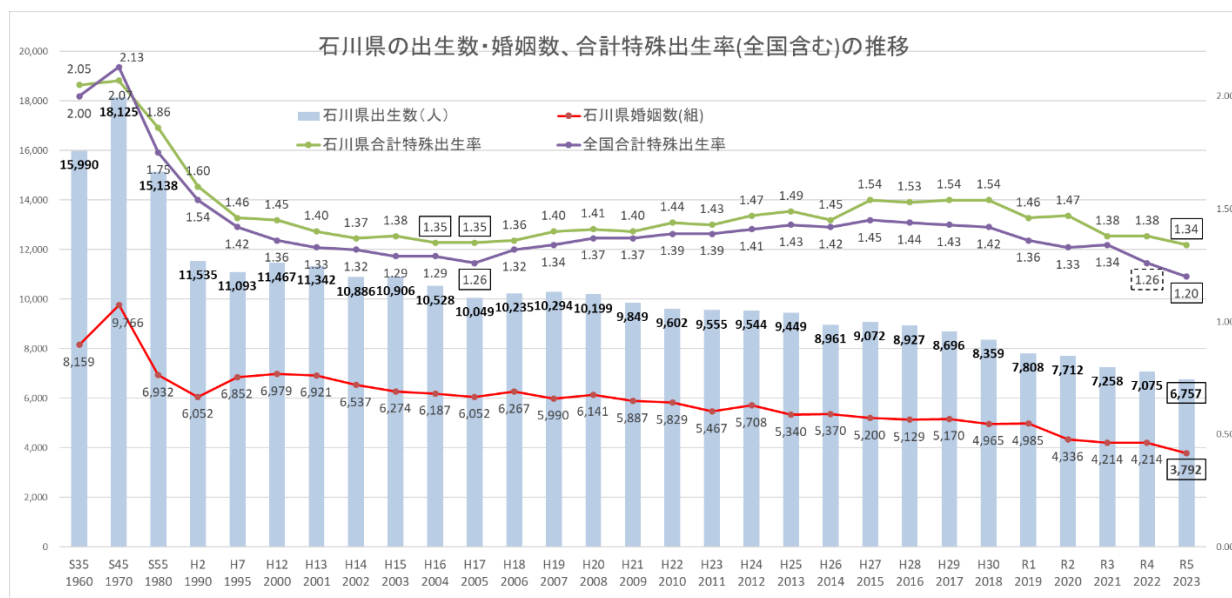
人口の推移及び将来推計人口（石川県）



## ② 出生数及び合計特殊出生率等

本県の年間の出生数は、平成 20 年以降減少傾向にあり、令和 5 年には 6,757 人となっています。また、合計特殊出生率は、全国平均よりやや高く推移してきたものの、令和 5 年には 1.34 とこれまでで最も低い値となっています。

なお、婚姻数と出生数は相関があるとされており、本県でもそうした状況がみられます。



### 合計特殊出生率とは？

その年次の 15～49 歳までの女性全体（未婚・既婚を問わない）の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当します。

なお、合計特殊出生率は出生数のみならず、女性人口の変動が大きく関わることから、その影響に留意する必要があります。

本県では、若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合の出生率（国民希望出生率）である 1.8 を石川県成長戦略における主要目標としています。

少子化の進行は、労働力人口の減少など人口構造の変化をもたらし、経済成長の低下、税や社会保障における現役世代の負担の増大、地域活力の低下など、社会経済全体に深刻な影響を及ぼします。

また、子ども同士の交流の機会が減少し、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長への影響も懸念されます。

## 2 少子化の要因と結婚や子ども・子育てを取り巻く環境

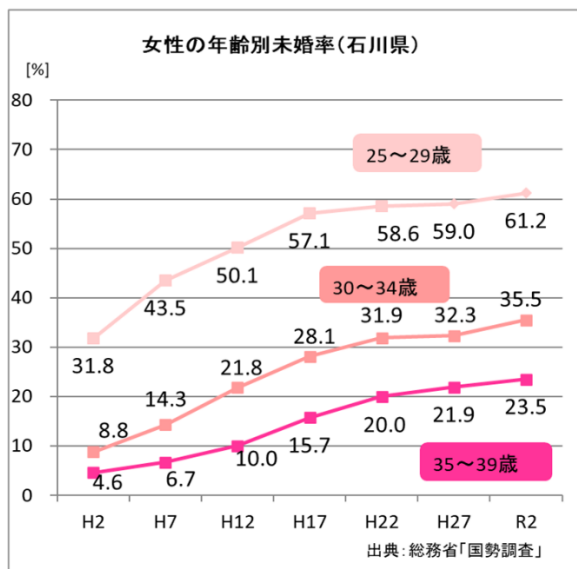
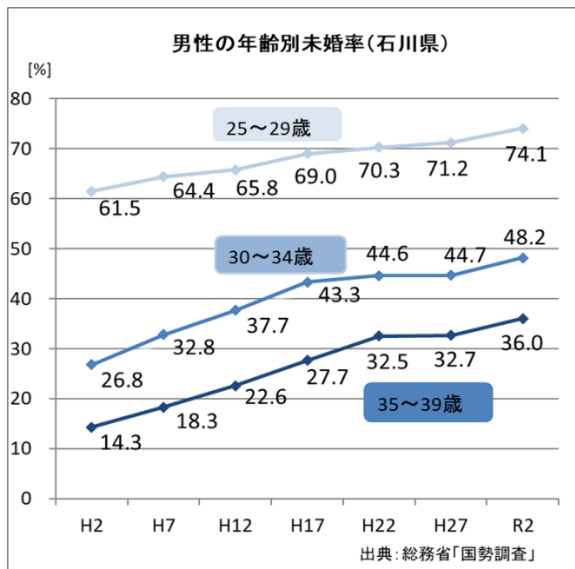
少子化の要因は、結婚・子育てをする世代の人口減の影響に加え、価値観の多様化・経済環境の変化などを背景とした未婚化の進行や、核家族化の進展・地域のつながりの希薄化を背景とした子育ての孤立化などによる子育ての不安や負担感の増大、仕事と子育ての両立が難しい職場環境など、様々な要因が絡み合っていると考えます。

ここでは、結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージごとに、少子化の背景となるデータや県民意識調査の結果を用いて、本県の結婚や子ども・子育てを巡る現状を示します。

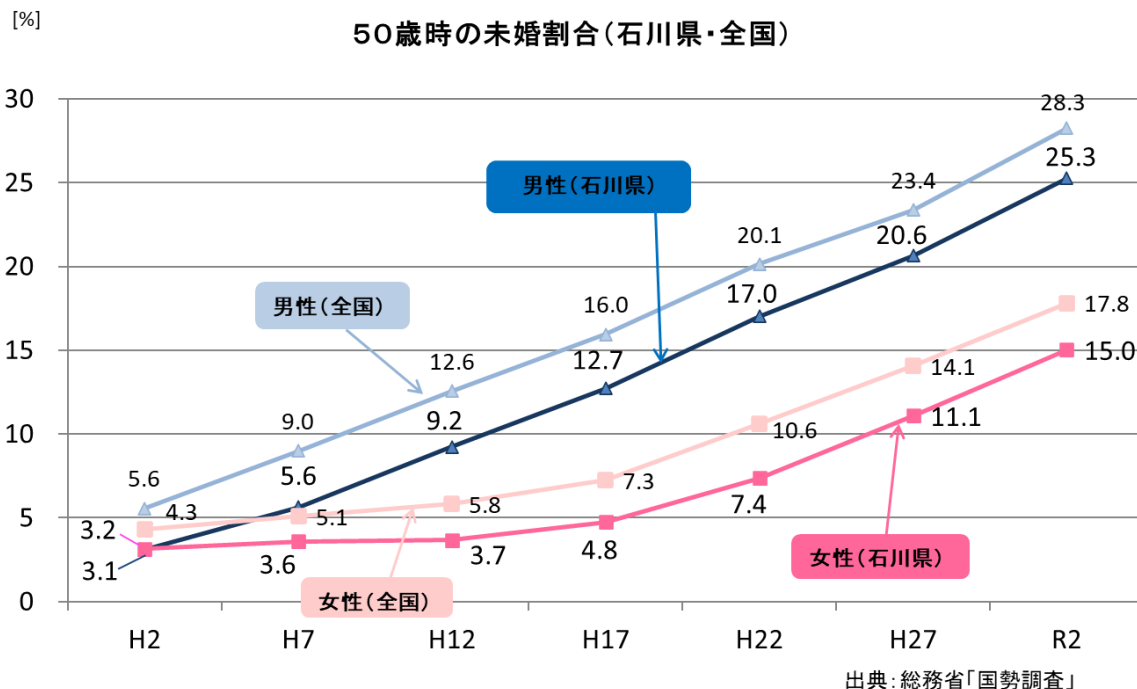
### (1) 結婚を巡る現状

#### ① 未婚化の進行

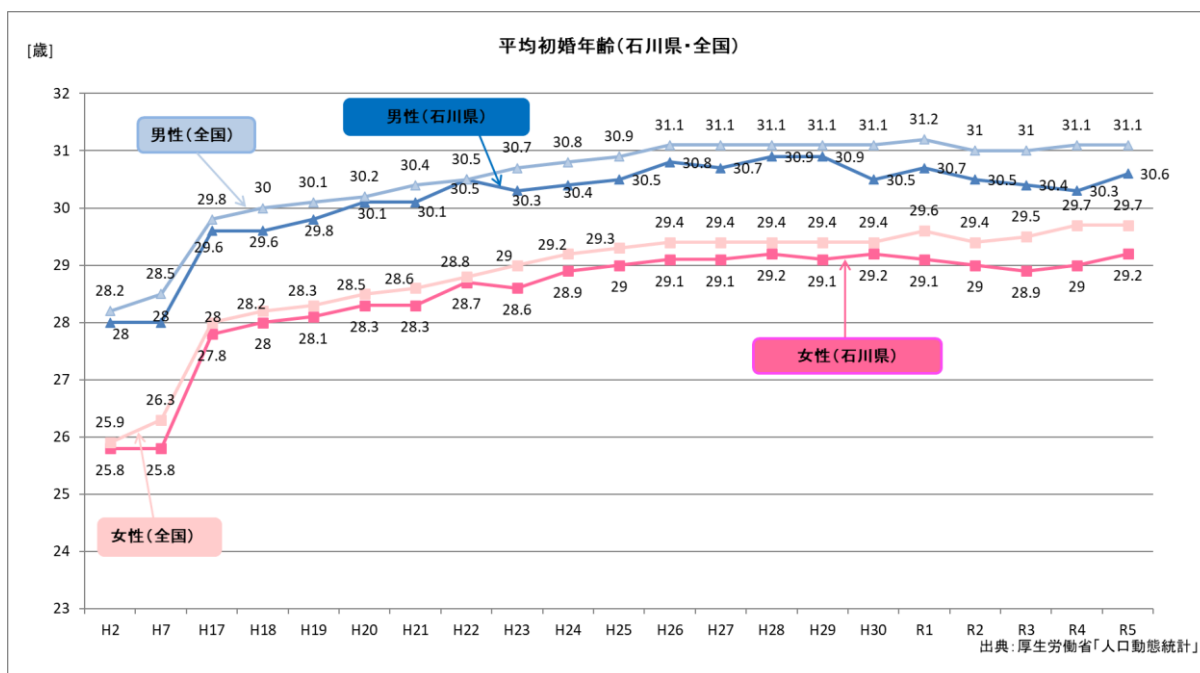
未婚率は、男女とも全ての年代で上昇傾向にあり、令和2年においては30代後半（35～39歳）の男性では約3人に1人（36.0%）、女性では約4人に1人（23.5%）が未婚の状況で、平成2年と比べると男性で約2.5倍、女性で約5.1倍となっています。



さらに、50歳時の未婚割合（50歳時点で一度も結婚したことの無い人の割合）は、調査年ごとに上昇しており、男性では平成2年には3.1%だったものが、令和2年には25.3%（約4人に1人）、女性では平成2年には3.2%だったものが、令和2年には15.0%（約7人に1人）と未婚化が進んでいます。



平均初婚年齢は男性では平成2年には28歳だったものが、平成20年以降約30歳程度となり、女性では平成2年には25.8歳だったものが、平成22年以降約29歳程度でとなっています。



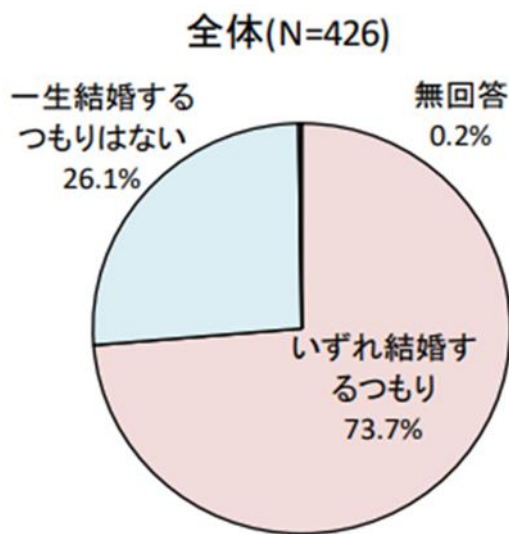


## ② 結婚に対する県民の意識

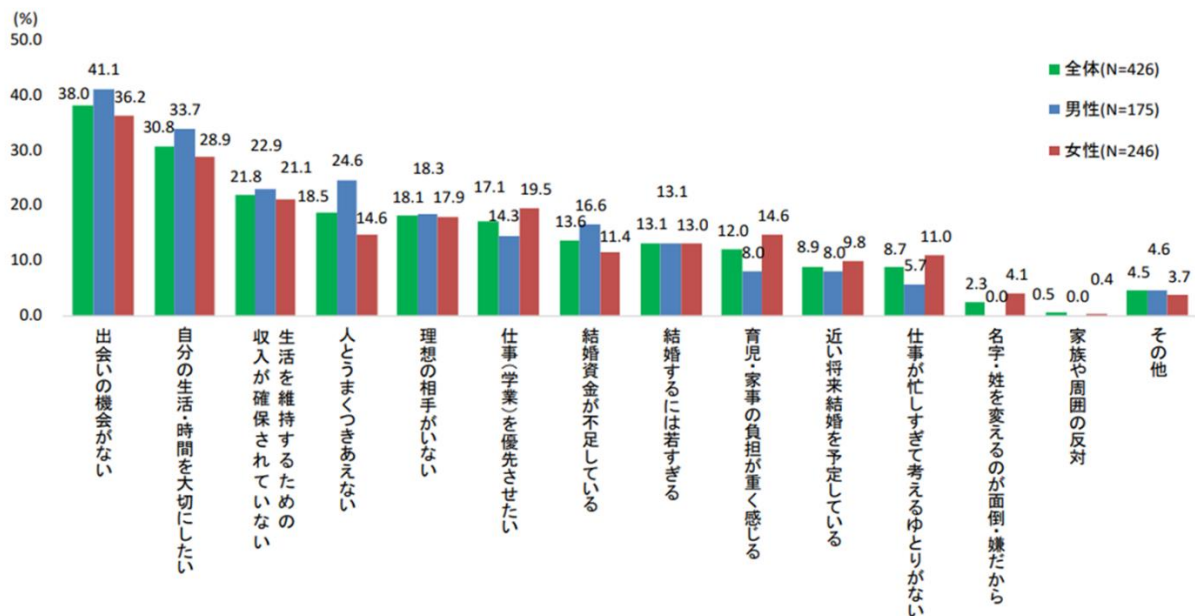
県民意識調査によると、未婚者の約7割（73.7%）が将来的には結婚したいと考えている一方で、約3割（26.1%）が一生結婚するつもりはないと回答しています。

結婚していない理由としては、出会いの機会がない 56.1%（「出会いの機会がない（38.0%）」、「理想の相手がない（18.1%）」）、自分の生活・時間を大切にしたい（30.8%）、経済的な理由 35.4%（「生活を維持するための収入が確保されていない（21.8%）」、「結婚資金が不足している（13.6%）」）が主に挙げられています。

### ◆◇将来的な結婚願望◆◇



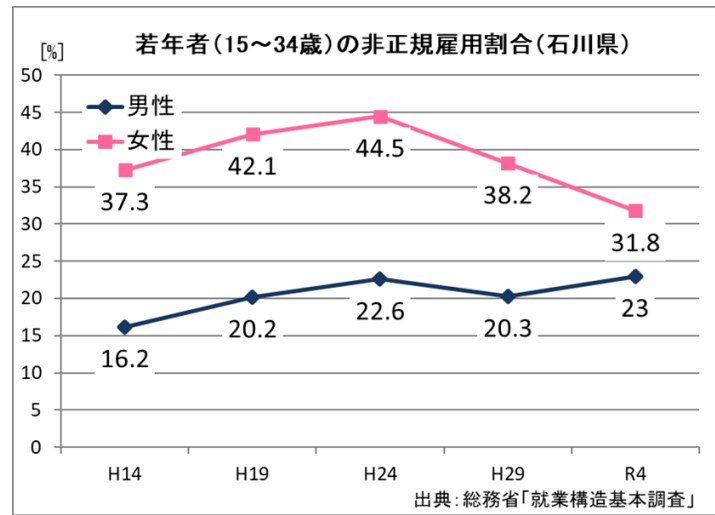
### ◆◇結婚していない理由◆◇（3つ以内回答）



石川県「結婚・子育てに関する県民意識調査」(令和6年)

### ③ 若年者の非正規雇用割合の推移

令和4年の就業構造基本調査によると、若年者（15～34歳）の非正規雇用割合は、近年、男性は20%台、女性は30%台で推移しています。男性においては、全国的に非正規就業者の未婚率が正規就業者に比べ高くなっている傾向があります。

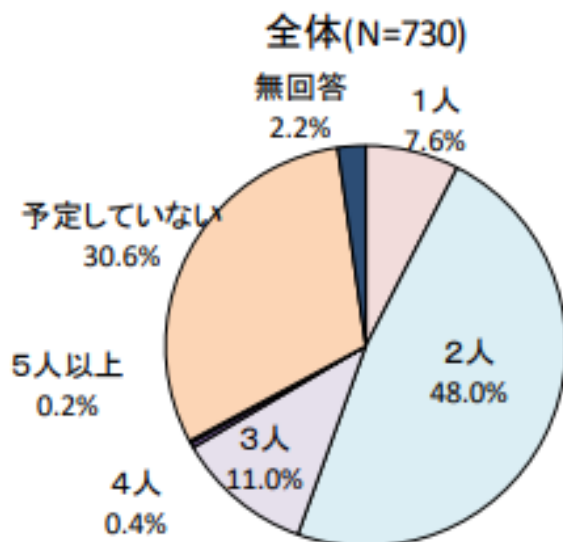


## (2) 妊娠・出産を巡る現状

### ① 子どもを持つことに対する県民の意識

子どもがいない人や未婚者の理想の子どもの数は、県民意識調査では「2人」が48.0%、「3人」が11.0%となっており、約6割が子どもを2人以上持ちたいと考えています。

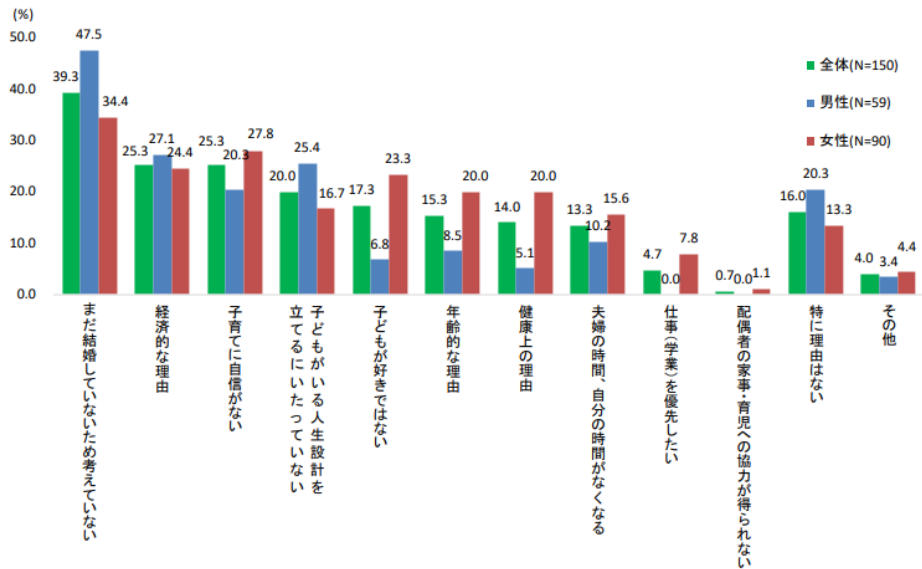
#### ◆◇理想の子どもの数◇◆



石川県「結婚・子育てに関する県民意識調査」(令和6年)

一方、子どもを持つことを予定していない人は30.6%で、その理由として、「まだ結婚していないため考えていない」が39.3%、次いで「経済的な理由」が25.3%となっています。

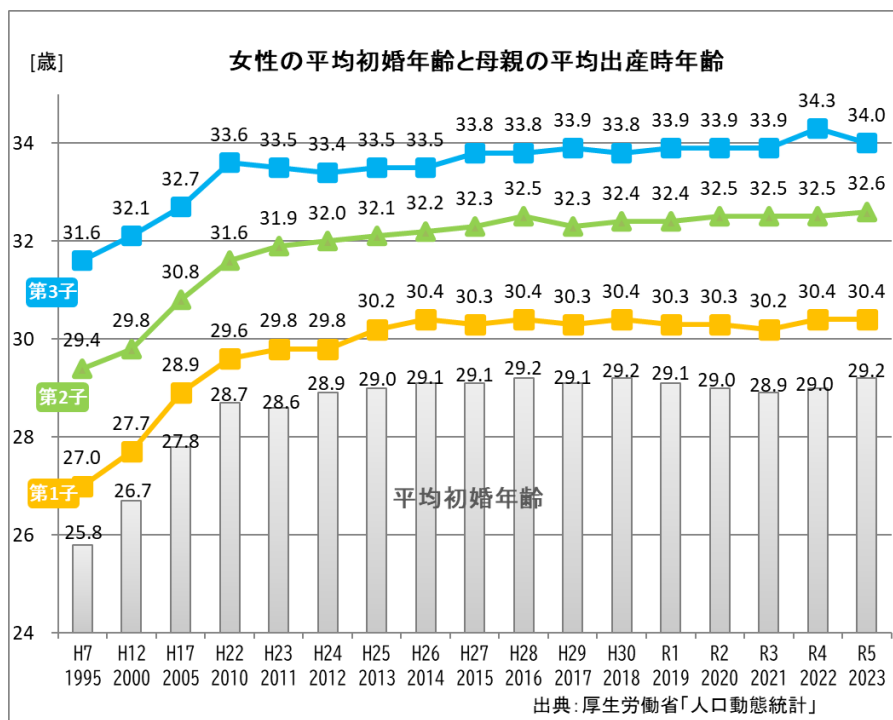
◆◇子どもを持つことを予定しない理由◇◆（あてはまるもの全て回答）



石川県「結婚・子育てに関する県民意識調査」(令和6年)

② 女性の初婚年齢と平均出産時年齢の状況

女性の平均初婚年齢が高止まりする中で、平均出産時年齢も高止まり（晩産化）しています。第1子出産時の母親の平均年齢は平成22年頃から約30歳、令和5年では30.4歳となっています。



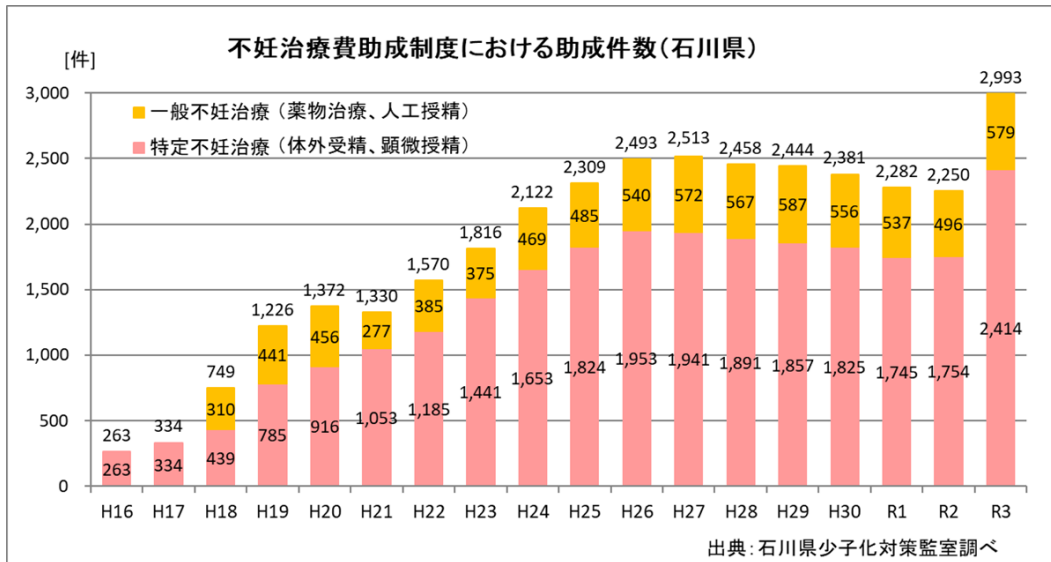
### ③ 不妊治療を巡る現状

晩産化の進行等に伴い、不妊治療を受けるケースが多くなっています。本県の不妊治療費助成制度における助成件数の推移を見ると、制度を開始した平成16年度には263件であったものが、令和3年度には2,993件と18年で約11倍に増加しています。

※一般不妊治療に対する助成制度は平成18年度から

※一般不妊治療及び特定不妊治療は令和4年4月から保険適用

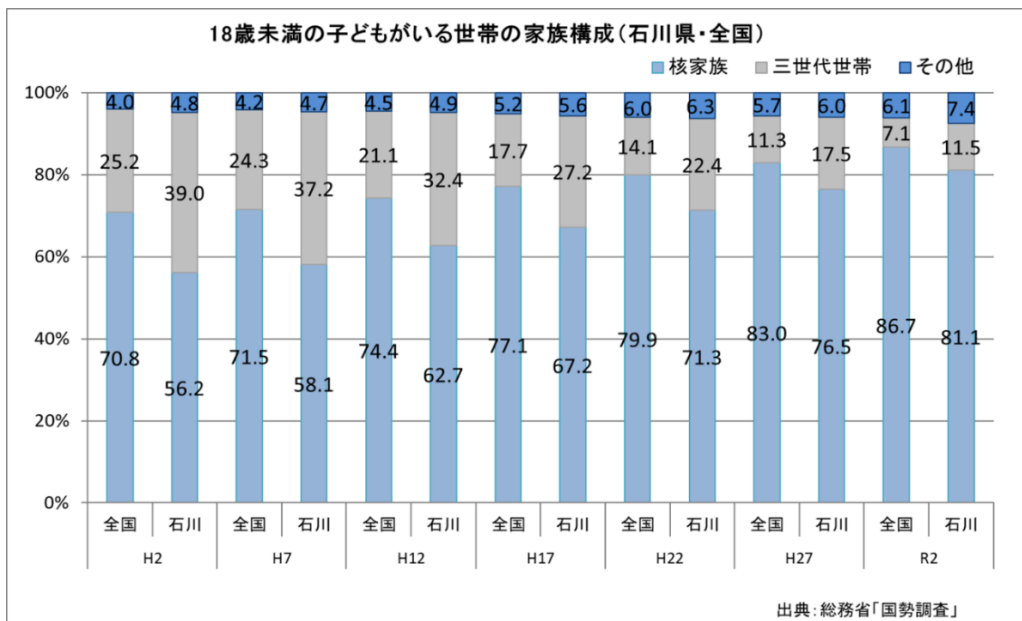
令和4年度からは保険適用外の先進医療に対して助成（R4:240件、R5:460件）



### (3)子育てを巡る現状

#### ① 核家族化の進行

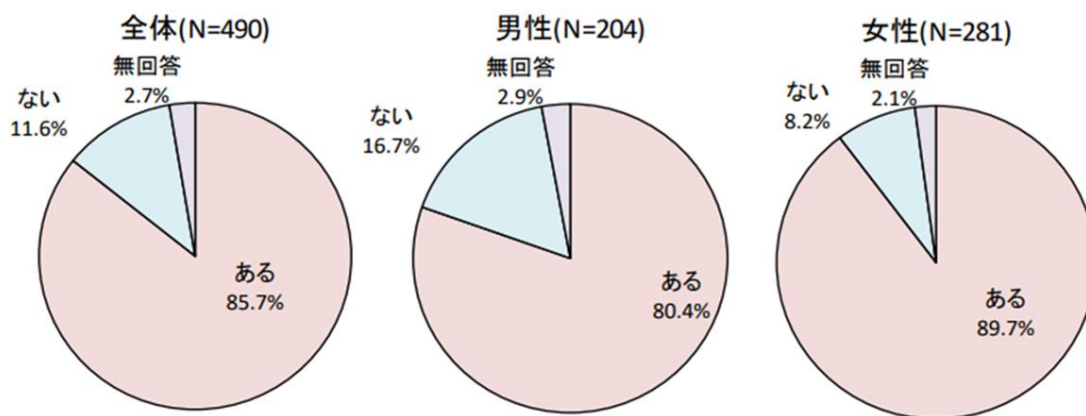
核家族化に伴い、子育ての孤立化、子育て力の低下が指摘されています。本県における18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合は、全国平均よりやや低いものの、増加傾向にあり、令和2年の国勢調査では81.1%となっています。



## ② 子育てに関する県民の意識

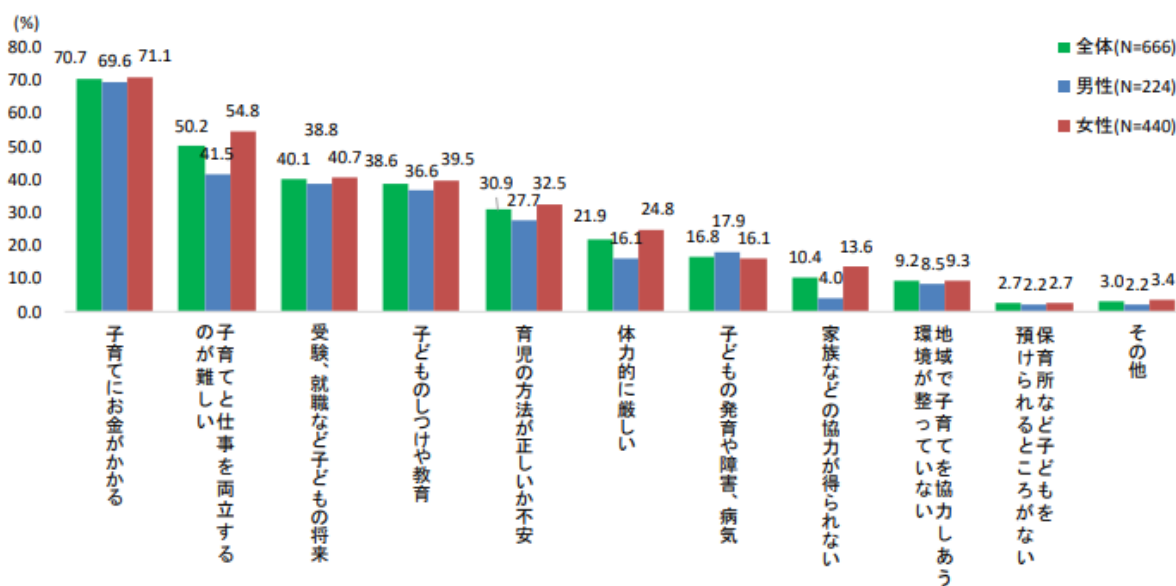
県民意識調査では、子どもがいない人や未婚者のうち、子どもを育てることに「不安がある」と回答した人は全体の85.7%で、男女別に見ると、男性よりも女性の方が子どもを育てることの不安が大きくなっています。

### ◆◇子どもを育てることに対する不安◆◇



また、子どもがいる人の回答では、子育てに関して主に4つの不安が挙げられ、具体的内容として、①経済的な不安 70.7%（「子育てにお金がかかる」）、②精神的な不安 69.5%（「子どものしつけや教育（38.6%）」、「育児の方法が正しいか不安（30.9%）」）、③子育てと仕事の両立の不安 50.2%（「子育てと仕事を両立するのが難しい」）、④母子の健康への不安 38.7%（「体力的に厳しい（21.9%）」、「子どもの発育や障害、病気（16.8%）」）となっています。

### ◆◇子育てに関する不安の具体的内容◆◇（あてはまるもの全て回答）



また、子どもの数別に見ると、子どもが2人までの世帯では、精神的な不安が最も大きく、子どもが3人以上いる世帯では、経済的な不安が最も大きくなっています。

◆◇子どもの数別に見る子育てに関する不安◇◆（あてはまるもの全て回答）

単位（％）

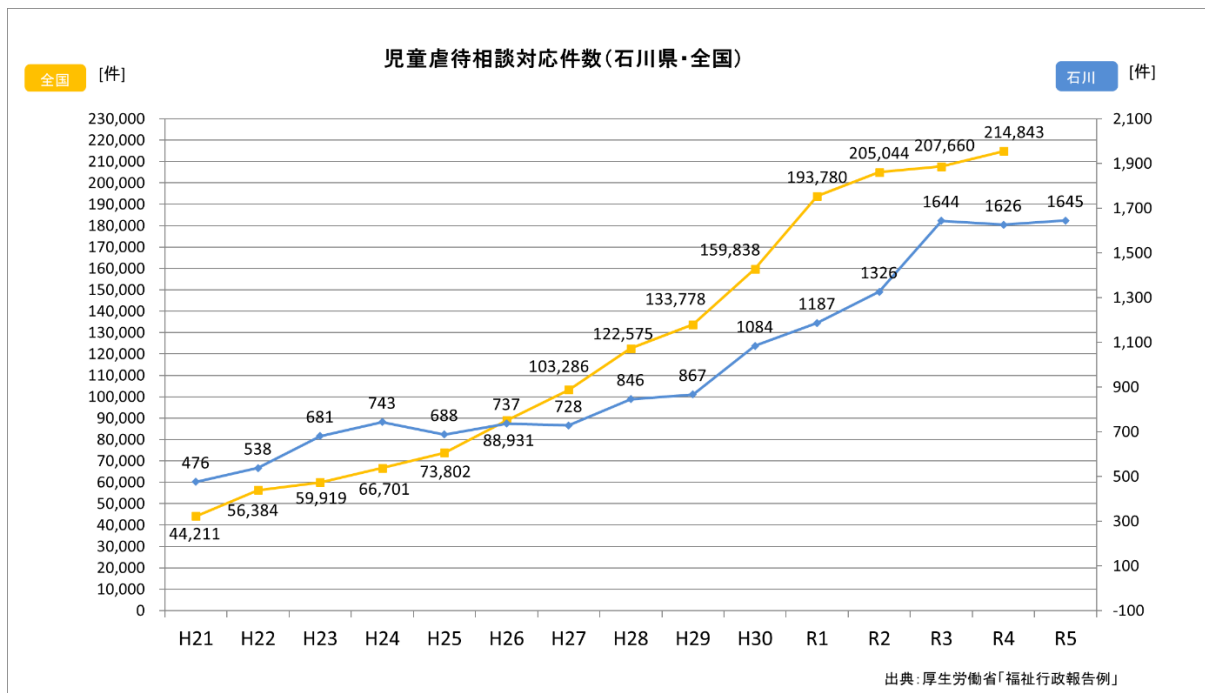
| 子育てに関する悩み                                 | 全体    | 子どもの数 |       |       |
|---|-------|-------|-------|-------|
|   |       | 1人    | 2人    | 3人以上  |
| ①経済的な不安<br>(子育てにお金がかかる)                   | 70.7% | 64.2% | 70.9% | 76.4% |
| ②精神的な不安<br>(子どものしつけや教育)<br>(育児の方法が正しいか不安) | 69.5% | 68.5% | 74.6% | 61.2% |
| ③子育てと仕事との両立の不安<br>(子育てと仕事を両立するのが難しい)      | 50.2% | 53.3% | 52.9% | 42.1% |
| ④母子の健康への不安<br>(子どもの発育や障害、病気)<br>(体力的に厳しい) | 38.7% | 43.0% | 36.5% | 38.8% |

石川県「結婚・子育てに関する県民意識調査」(令和6年)

**(4) 子どもを取り巻く現状**

① 児童虐待

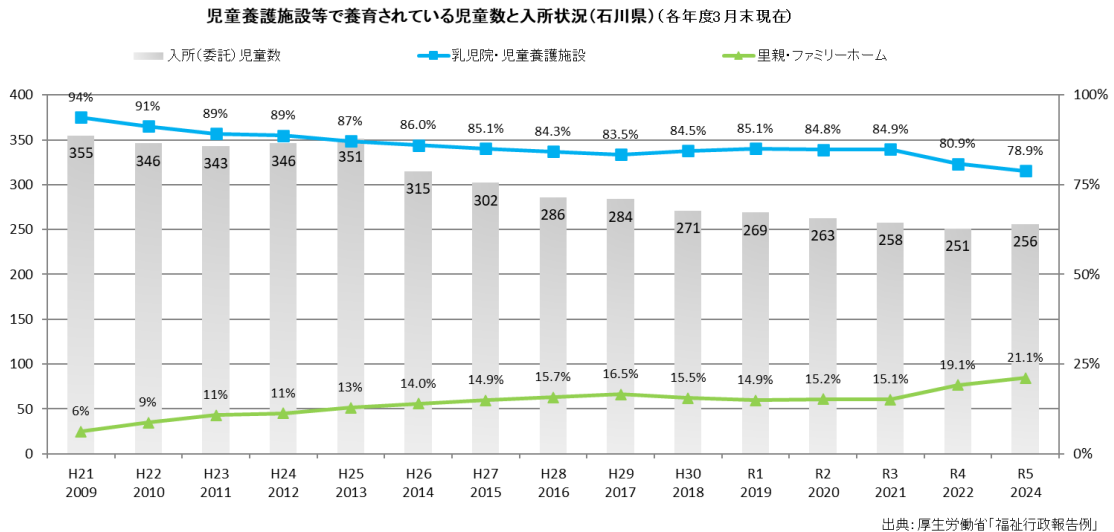
県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にありましたが、ここ数年は1,600件程度で推移しています。



※R5 全国件数は国において集計中のため掲載していない。

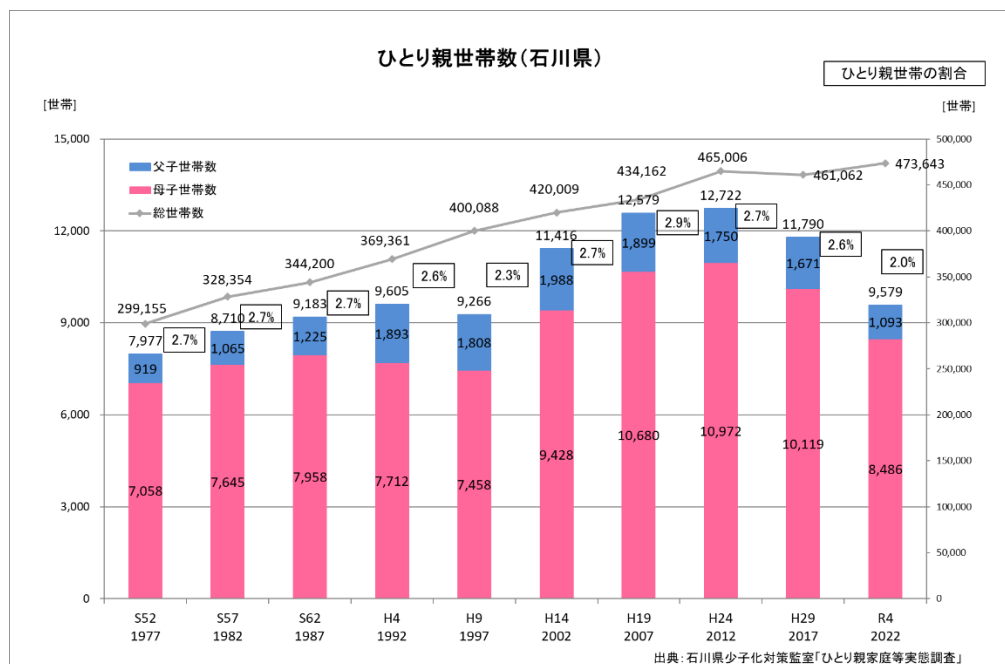
## ② 社会的養護

本県における社会的養護（様々な理由により家庭で暮らせない子どもを家庭に代わって養育すること）を必要とする児童数は、近年 250 人程度で推移しており、その約 8 割が乳児院や児童養護施設、約 2 割が里親やファミリーホームで養育されていますが、近年里親等で養育される児童の割合が高くなっています。



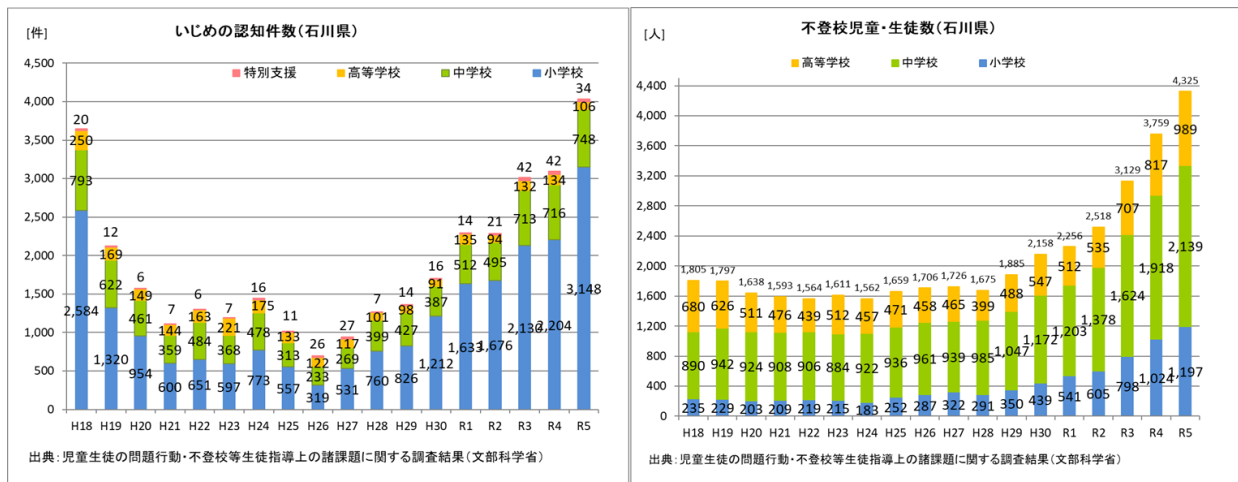
## ③ ひとり親世帯

本県におけるひとり親世帯数は近年減少しており、令和 4 年のひとり親世帯数は 9,579 世帯で、その約 9 割が母子世帯となっており、総世帯数に占める割合は 2～3% となっています。



#### ④ いじめ、不登校

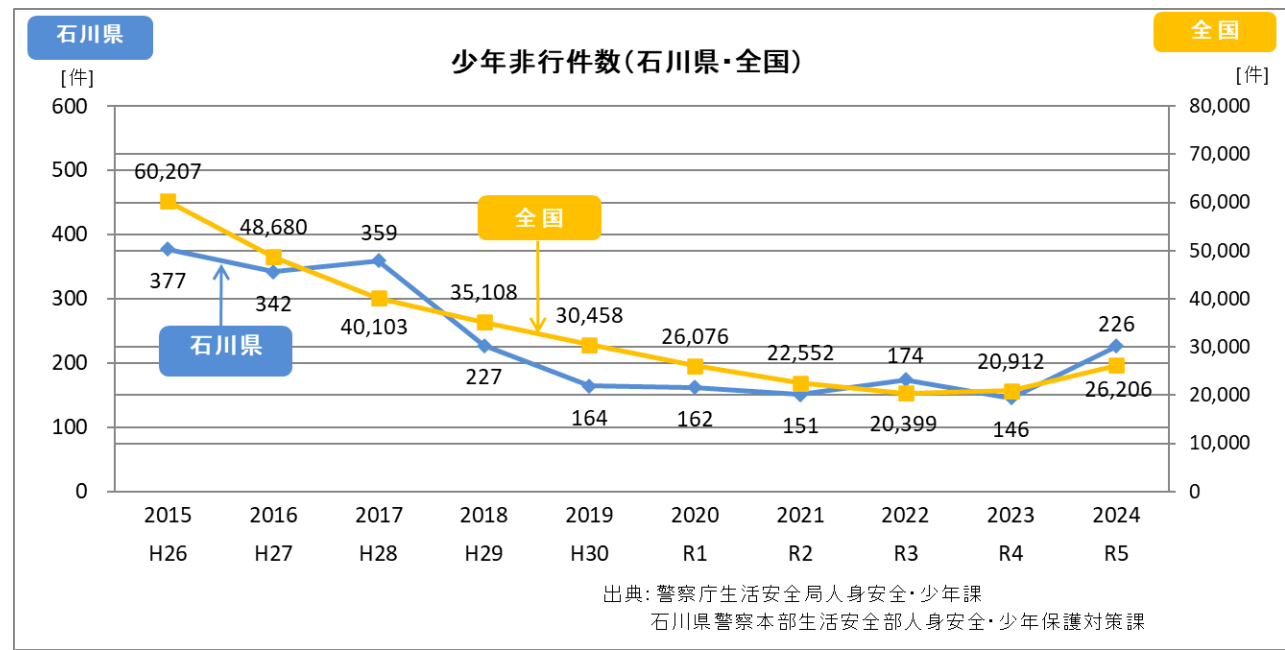
本県におけるいじめの認知件数は平成 26 年以降増加傾向にあります。不登校児童・生徒数も近年増加しています。



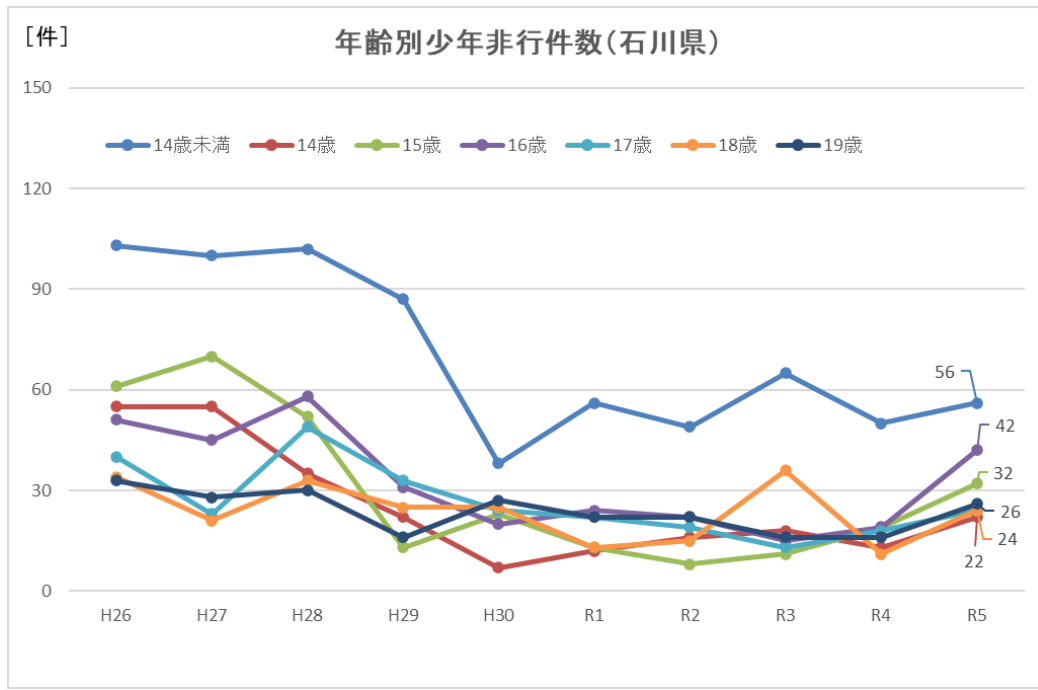
#### ⑤ 子どもの非行・犯罪

本県における少年非行件数は令和 5 年は 226 件で、近年横ばいとなっています。

一方、14 歳未満の犯罪は近年やや増加傾向にあり、犯罪の相対的な低年齢化が進んでいます。





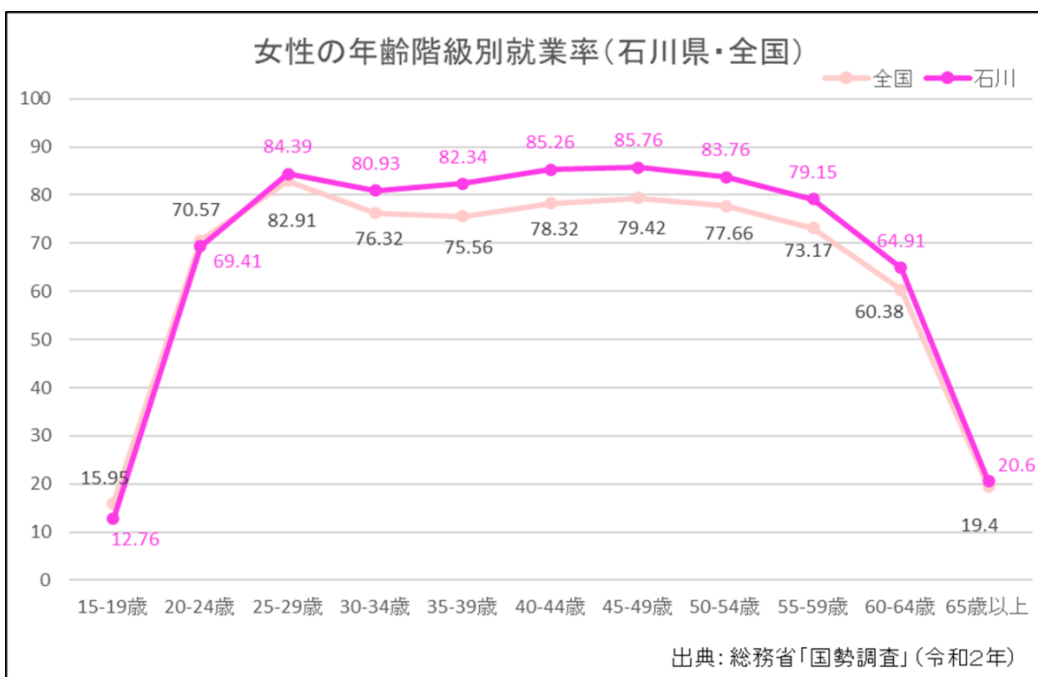


## (5) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の現状

### ① 女性の就業率

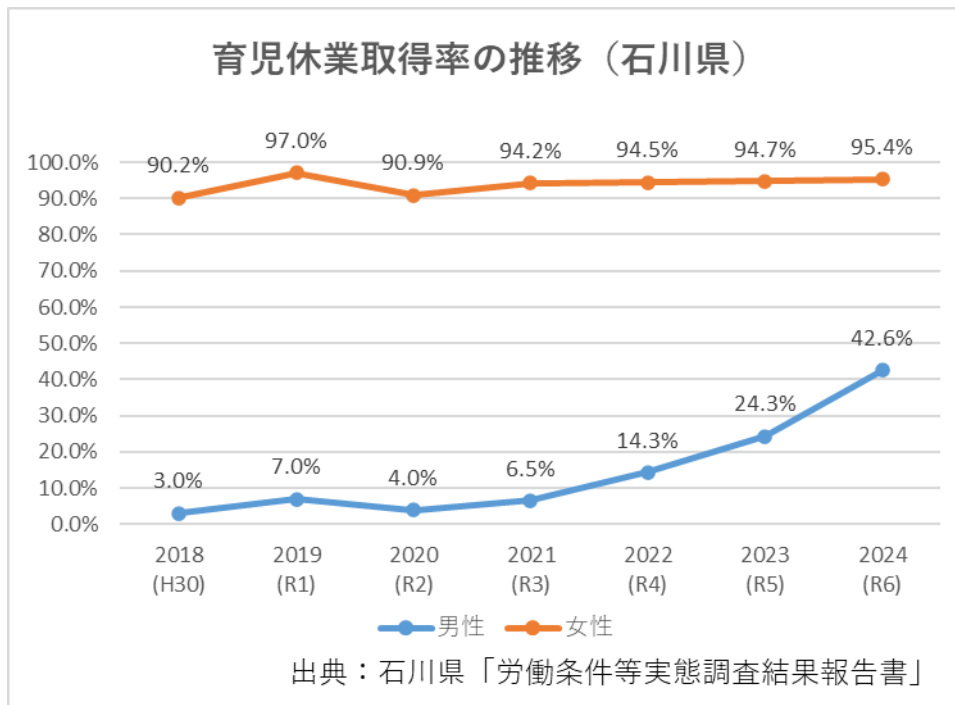
本県における女性の就業率（就業者／15歳以上人口）は、令和2年の国勢調査では53.9%で全国3位となっており、年齢別就業率についても、全国に比べ高い状況にあります。

また、20代後半から30代の就業率の落ち込みが小さく、本県の女性は全国に比べ、子育て期にあっても働いている割合が高くなっています。



## ② 育児休業取得率

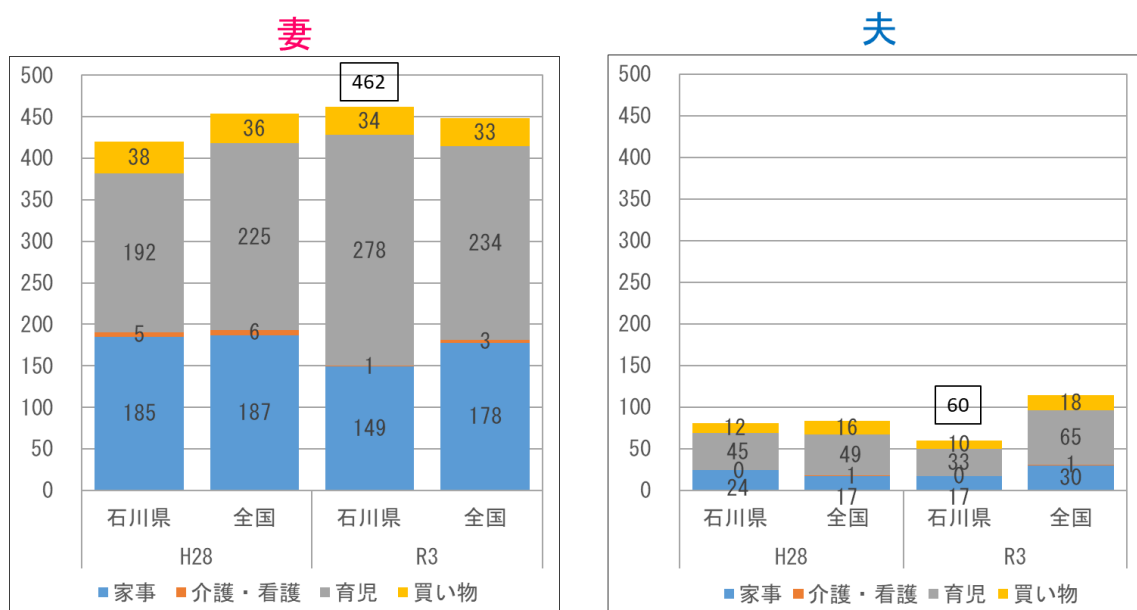
本県における育児休業取得率は、令和6年度石川県労働条件等実態調査では、男性は女性に比べ依然として低いものの、近年は上昇傾向にあります。



## ③ 夫婦の育児・家事関連時間

令和3年の社会生活基本調査では、本県における6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間は約60分/週で、妻の約460分/週に比べ、短い状況となっています。

＜育児・家事関連時間（6歳未満の子どもを持つ夫婦）週全体(分)＞



#### ④ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）に対する県民の意識

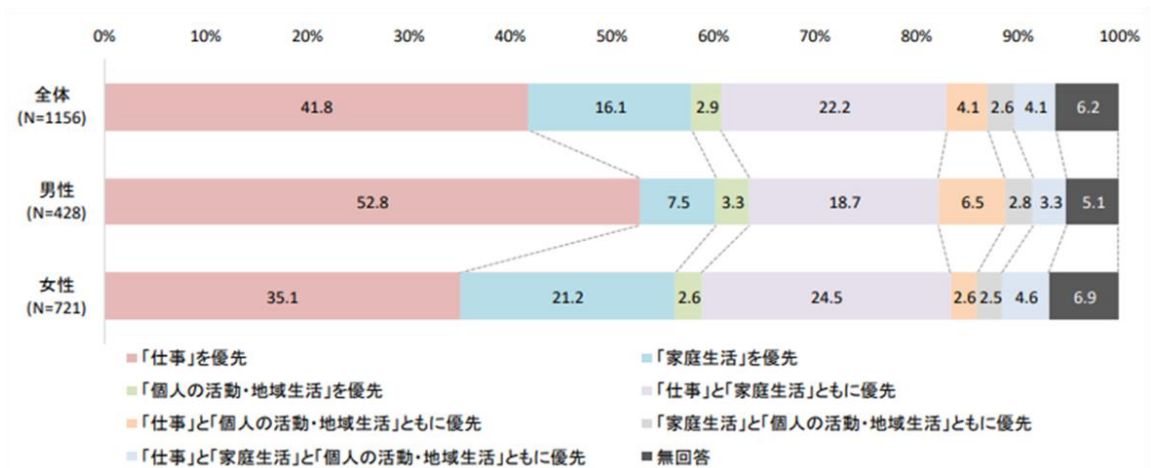
県民意識調査では、生活の中での仕事・家庭生活・地域生活の優先度について、「希望」としては全体で「仕事と家庭生活ともに優先」が 24.9%と最も多くなっていますが、「現実」は、「仕事を優先」が 41.8%と最も多く、特に男性では 52.8%と約 5 割もの人が「仕事を優先」する状況となっています。

#### ◆◇仕事・家庭生活・地域生活の優先度◇◆

##### 【希望】



##### 【現実】



石川県「結婚・子育てに関する県民意識調査」（令和 6 年）

## (6) 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の発生

### ① 概要

令和6年1月に最大震度7を観測する令和6年能登半島地震が発生し、また令和6年9月に被災地を記録的な豪雨が襲い、未曾有の複合災害となりました。

### ② 子ども関係施設の被害状況

子ども関係施設の被害の状況は、県内全体で保育施設等305施設、公立学校施設292校が被害を受けました。

| 施設             | 施設数(R5.12月末時点) | 被害数       |
|----------------|----------------|-----------|
| 認定こども園・保育所     | 375施設          | 197施設     |
| 放課後児童クラブ       | 347施設          | 82施設      |
| 児童館            | 94施設           | 22施設      |
| 児童養護施設         | 10施設           | 3施設       |
| 障害児施設          | 1施設            | 1施設       |
| ※能登6市町の入所施設    |                |           |
| 公立学校施設（うち県立学校） | 344校（56校）      | 292校（55校） |

### ③ 子ども関係施設の運営状況

各施設とも発災直後に施設運営の休止を余儀なくされたところも多いですが、速やかに施設運営を再開しています。（一部、集約運営や代替施設での運営あり）

### **3 国の動向とこれまでの県の取組**

#### **(1) 国の動向**

国では、少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）及び少子化社会対策大綱（平成 16 年閣議決定）に基づき、少子化対策を総合的に推進してきました。

平成 27 年 3 月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」以降も、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年閣議決定）において、一人でも多くの若者の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率 1.8」の実現を掲げ、各種取組が進められてきました。

「子育て安心プラン」（平成 29 年閣議決定）による保育の受け皿拡大、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年閣議決定）による幼児教育・保育の無償化及び高等教育の修学支援、働き方改革関連法の施行による長時間労働の是正等の取組が進められたほか、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（第 2 期：令和元年閣議決定）においても、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを基本目標の一つとして掲げ、少子化社会対策大綱と連携した総合的な対策を推進するとともに、地方創生の観点から地域の実情に応じた取組が進められてきました。

また、令和 2 年 5 月には、第 4 次となる「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、令和 5 年 4 月には、全てのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現を目指し、こども基本法が施行されたほか、新たな行政機関として、こども家庭庁が発足し、加えて、同年 12 月に従来の 3 大綱（「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」）を一元化した「こども大綱」、次元の異なる少子化対策として、基本理念や今後 3 年間の集中的取組である「加速化プラン」を掲げる「こども未来戦略」及び「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（100 か月ビジョン）」等が閣議決定されています。

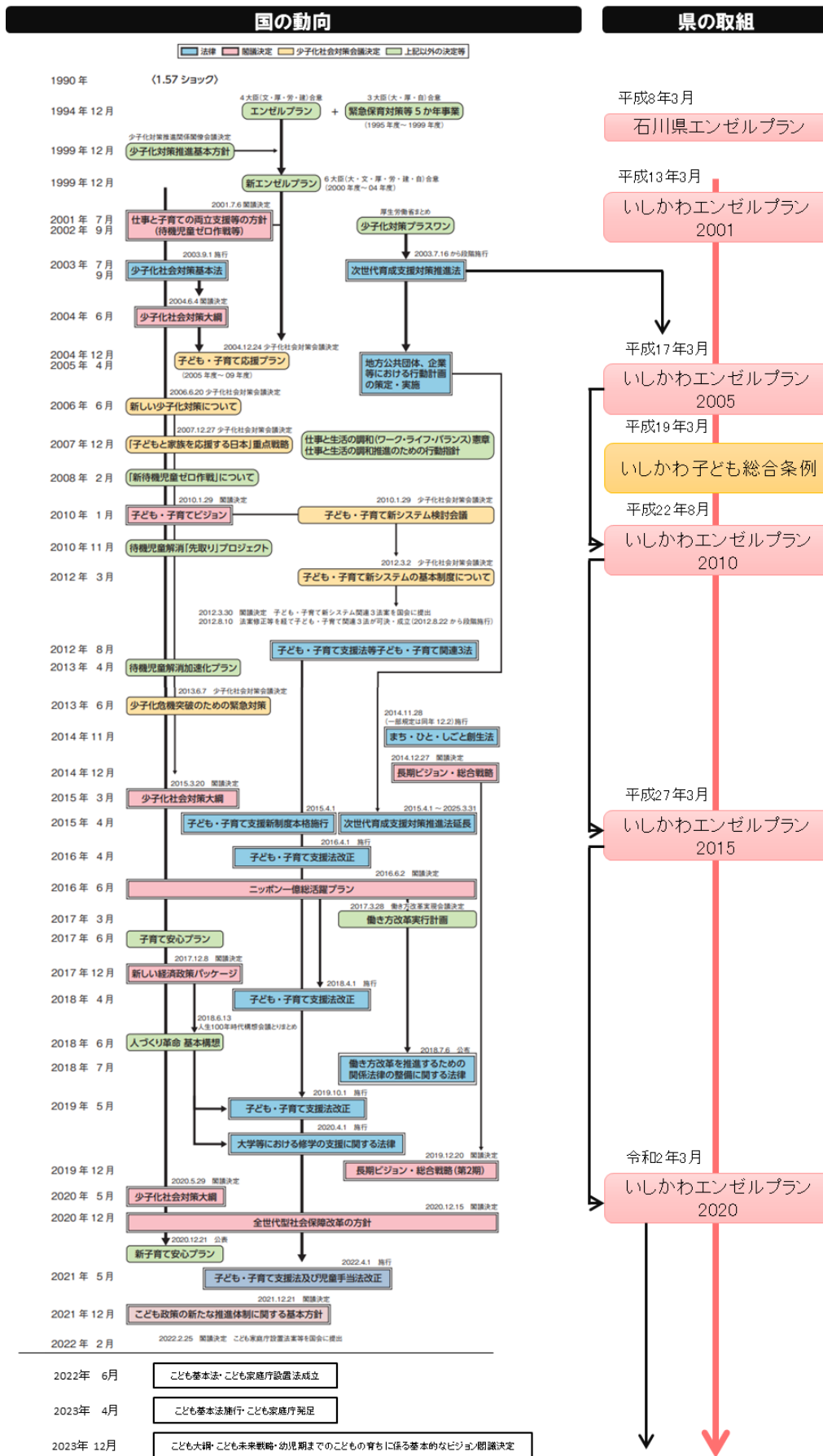
#### **(2) 近年の県の取組**

本県では、令和 2 年に策定した「いしかわエンゼルプラン 2020」に基づき、「結婚」「妊娠・出産」「子育て」といったライフステージに応じた切れ目のない支援と、各ライフステージにわたる「働き方」を推進するため、様々な施策を展開してきました。

「いしかわエンゼルプラン 2020」の数値目標は、令和 5 年度末現在で全 35 項目中 27 項目（全体の 77.1%）が目標値の 80%以上を達成しており、そのうち、目標値を 100%以上達成できた項目は 11 項目（全体の 31.4%）と各施策については一定の成果が表れていますが、全国同様、少子化の流れに歯止めがかかっていません。

少子化対策は、一朝一夕に解決できる問題ではありませんが、今後も実効性のある施策を展開していく必要があります。

(参考) 国の動向と県の取組



※内閣府資料を元に作成

## 第3章 プランの基本的な考え方

### 1 目指す社会

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。

次代を担う子どもが、夢や希望を持ち、心豊かにたくましく育っていくことは、いつの時代においても変わることのない社会全体の願いです。

このような中、国のこども大綱が掲げる『「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～』の実現を目指すとともに、本プランでは、結婚や出産の希望がかない、安心して子どもを生み育てることができるよう、「いしかわ子ども総合条例」に基づき、「将来にわたり、子どもの元気な声がこだまし、活気あふれるふるさと石川の創造」及び「安心して子どもを生み育てることができる環境の充実」を目指します。

#### 国のこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」（抜粋）

～全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

<具体的内容>

○全てのこども・若者が、保護者や社会に支えられ、次のことができる社会

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- ・自らの意見を持つための支援を受け、意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・働くこと、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる 等

○20～30代を中心とする若い世代が、次のことができる社会

- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる 等

○「こどもまんなか社会」の実現で、

こども・若者が、

- ・自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる
- ・こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながる
- ・未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める 等

⇒ 全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まる

## 2 基本目標

目指す社会の実現に向け、本プランの基本目標を次のとおり掲げます。

次代を担う子どもが、心豊かにたくましく育ち、自立した大人に成長するとともに、結婚や出産の希望がかない、安心して子どもを産み育てていくための支援の充実

目標の実現にあたっては、全ての子どもが権利の主体であることの理解を高めるとともに、子どもが健やかに生まれ育ち、自立した若者に成長し、家庭を築き、親として子育てをするというライフステージの各段階に応じた支援を切れ目なく行うことが大切です。

そこで、本プランでは「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」といったライフステージごとの施策の柱と、各ライフステージにわたる「働き方」及び「子どもの権利擁護」における施策の柱を立て、子どもや子育てに関する一貫した施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

さらに、本県に未曾有の大災害をもたらした、令和6年能登半島地震・奥能登豪雨に関し、石川県創造的復興プラン等に基づき、早期の復旧・復興に、着実に取り組んでいきます。

### 〈ライフステージごとの施策の柱〉

【結婚】結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実

【妊娠・出産】出産の希望がかない、安心して子どもを産み育てるための母子の健康の確保及び増進

【子育て】全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備

【子育て】子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

【子育て】社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実

### 〈各ライフステージにわたる施策の柱〉

【働き方】仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

【子どもの権利擁護】子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

★R6能登半島地震・奥能登豪雨の復旧・復興に向け、創造的復興プラン等に掲げられた子ども関連施策を着実に実行



## **基本的視点**

計画の推進にあたっては、次の3つの視点に立ち、施策を展開します。

### **1. 子どもを権利の主体として尊重し、「子どもの最善の利益」を第一に考える**

施策の推進にあたっては、子どもを多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように、子どもを全ての施策の中心に据えます。

また、家庭環境や障害の有無等にかかわらず、全ての子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

### **2. 結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージの進展に応じた「切れ目のない支援」**

結婚や出産は個人の生き方や価値観に関わるもので、個人の自由な選択に委ねられるべきものですが、結婚や出産の希望がかなえられていない現状もあることから、その希望がかなえられ、安心して子どもを産み育てることのできる社会を実現するため、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージの進展に応じた切れ目のない支援を行います。

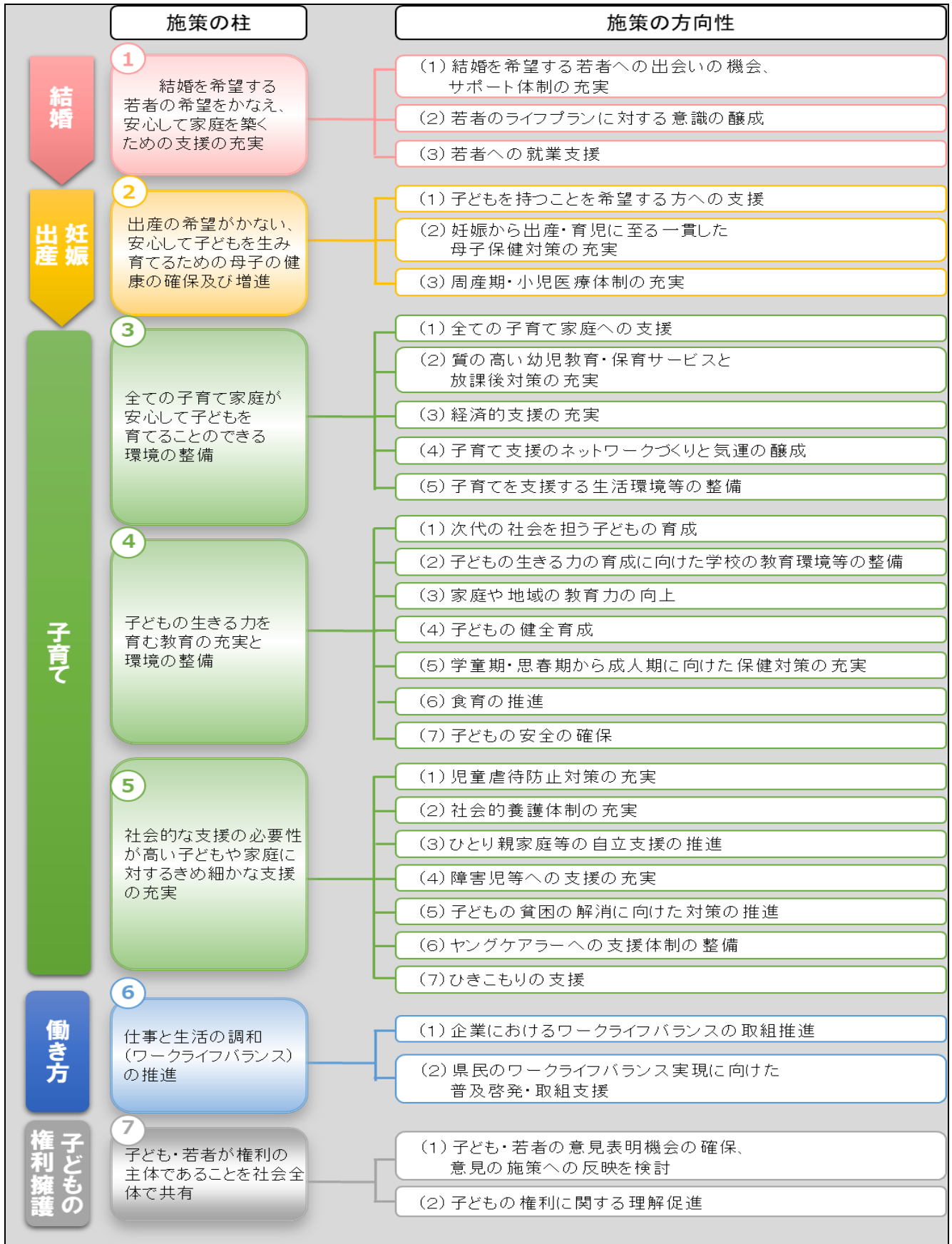
### **3. 「社会全体」で子どもの育ちや子育て家庭を支える**

子育ての一義的な責任は父母などの保護者にありますが、核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化などにより、かつては家庭や地域が担っていた子育てを支援する機能や子どもの健やかな育ちを支える機能が低下し、家庭のみで子育てをすることが困難となっていることから、社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を温かく見守り、支える仕組みや環境の整備を行います。

その際、地域や社会が保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援するという視点も大切にします。

また、結婚、妊娠、子ども・子育てを大切にするという意識を社会全体で共有しながら、社会全体で取組を進めます。

## 4 施策体系



★上記に加え、R6 能登半島地震・奥能登豪雨の復旧・復興に向け、創造的復興プラン等に掲げられた子ども関連施策を着実に実行

## 第4章 具体的施策の展開

### 結婚

#### 1 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実

少子化の大きな要因とされる未婚化が進行する中で、多くの若者が結婚を希望しています。

結婚は個人の生き方や価値観に関わるもので、個人の自由な意思により選択されることが基本ですが、結婚を希望する若者がその希望をかなえられるよう、社会全体で結婚を応援する環境づくりに取り組みます。

また、就業、結婚、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージにおいて、自ら主体的な選択ができるようライフプランについて考える機会を提供し、意識の醸成を図ります。

#### <施策の方向性>

##### (1-1) 結婚を希望する若者への出会いの機会、サポート体制の充実

若い世代の結婚をめぐる現状を見ると、多くの人が結婚を希望しながら相手と巡り合う機会が少ないといった現状があります。

そこで、結婚を希望する若者の結婚の希望をかなえるため、市町や企業等と連携しながら、出会いの機会の充実を図るとともに、結婚を応援する環境づくりなど、サポート体制の充実を図ります。

#### <具体的な取組内容>

##### ① 県、市町、企業等が一体となり結婚支援を推進します。

結婚を希望する若者を、県を挙げて支援するため、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団に設置した「いしかわ結婚支援センター」を拠点に、市町や企業等とともに官民一体で結婚支援に取り組みます。

##### ② 結婚を希望する若者に、出会いの機会を提供します。

結婚を希望する若者に対して、会員専用サイト「あいきゅん」（「縁結びistによるお見合い」「いしかわ縁結びイベント」「いしかわ縁結びマッチング」）による出会いの機会の提供を行います。

|      |                 |                             |
|------|-----------------|-----------------------------|
| 数値目標 | 「あいきゅん」の会員登録者数  | (R5) 4,002人 → (R11) 6,000人  |
|      | 縁結びイベント参加者数(累計) | (R5) 3,502人 → (R11) 13,000人 |

## あいきゅん

いしかわ結婚支援センター（(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団）では、「縁結びistによるお見合い」、「いしかわ縁結びイベント」、「いしかわ縁結びマッチング」の3つの制度から結婚を希望する方の出会いの機会をサポートしています。

これらを組み合わせて利用できる会員専用サイトを開設するとともに、3つの事業の総称を、「あいきゅん（いきゅん）」として、広く利用を呼び掛けています。



あいきゅん（いきゅん）  
ロゴマーク

### ③ 出会いの機会などの情報提供や結婚に関する相談体制の充実を図ります。

いしかわ結婚支援センターのホームページに県内各地の結婚支援情報を掲載し、結婚を希望する若者に対し、一元的な情報提供を行います。また、いしかわ結婚支援センターに設置した「婚カフェいしかわ」での相談支援など、結婚を希望する若者やその家族が、結婚に関する悩みや不安について気軽に相談できる体制の充実を図ります。

さらに、配偶者との出会いが職場や仕事関係でも多いことを踏まえ、従業員に対して結婚支援情報の提供や出会いの機会の提供に積極的に取り組む企業を「いしかわ婚活応援企業」として認定し支援するなど、企業での結婚支援の取組を促進します。

|      |             |                        |
|------|-------------|------------------------|
| 数値目標 | いしかわ婚活応援企業数 | (R5) 314社 → (R11) 500社 |
|------|-------------|------------------------|

### ④ 結婚に係る経済的負担の軽減と結婚応援の気運醸成を図ります。

結婚を希望する若者からは結婚していない理由として、経済的理由も多く挙げられていることから、企業の協力もいただきながら「石川しあわせ婚応援パスポート（愛称：婚パス）」を通じて、結婚の際の経済的負担の軽減と社会全体で結婚を応援する気運の醸成を図ります。

#### 石川しあわせ婚応援パスポート（愛称：婚パス）

婚パスは、結婚を予定しているカップルの方や新婚の方が利用できるパスポートです。

協賛店舗で提示すると、割引など、さまざまな特典サービスが受けられます。



婚パスロゴマーク

## <施策の方向性>

### (1-2) 若者のライフプランに対する意識の醸成

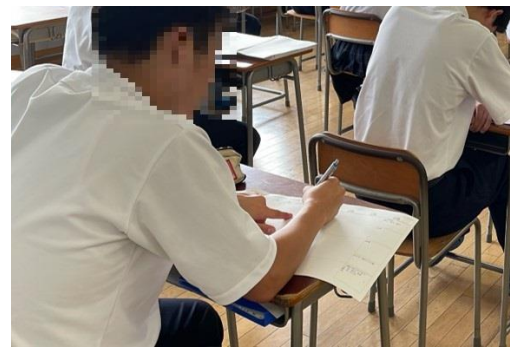
若者が就業、結婚、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージにおいて、自らの主体的な選択により希望する生き方ができるよう、ライフプランについて考える機会を提供し、意識の醸成を図ります。

## <具体的な取組内容>

### ① 若者のライフプラン支援の充実に努めます。

高校生や大学生等を対象に、将来の仕事とあわせて、結婚、妊娠・出産、子育てなど自らのライフプランを具体的に考えることのできる機会を提供します。

|      |                              |                              |
|------|------------------------------|------------------------------|
| 数値目標 | 高校生・大学生向けライフプランセミナーの受講者数（累計） | (R5) 10,249人 → (R11) 22,000人 |
|------|------------------------------|------------------------------|



写真：高校生向けライフプランセミナー  
講師は「いしかわ婚活応援企業」の従業員

### ② 若者が希望する生き方ができる環境づくりを進めます。

若者が自らの主体的な選択により希望する生き方ができるよう、家庭や子どもを持つことの意義や喜びなど多様な生き方について、様々な機会をとらえて発信し、社会全体で応援する意識の醸成に努めます。

③ 乳幼児等との触れ合い体験ができる機会の提供を図ります。

高校生等に対し、乳幼児との触れ合いやその親との交流の機会を提供する「親子交流授業」を実施し、若者の子どもや子育てに対する関心を育み、自らのライフデザインを描けるよう意識の啓発を図ります。



## ＜施策の方向性＞

### (1-3) 若者への就業支援

結婚を希望しながら、経済的理由から結婚をためらう若者もあり、安定した就労の確保が重要となっています。

そこで、若者が安心して家庭を築くことができるよう、在学時からキャリア形成の支援に取り組むとともに、若者の職業意識の形成や就業支援に取り組めます。

## ＜具体的な取組内容＞

### ① キャリア教育を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努めます。

全ての学校でキャリア教育を意識した授業実践に努めます。また、発達の段階に応じ、中学校においては職場体験、高等学校においてはインターンシップなどの体験活動を実施します。さらに、専門高校においては、産業界と連携してモノづくり人材の育成を図るなど職業教育の質の向上を目指し、企画力やチャレンジ精神を持った地域を支える人材の育成を図ります。

### ② 若者の職業意識の形成を図ります。

ジョブカフェ石川やヤングハローワーク金沢などが連携して、中高生に対して、先輩社員による職業講話(仕事探しシェルパ)を実施するとともに、高校生に対して、国内トップ企業の経営者や県内企業の経営者による講演を実施し、若者の就業意識の形成を図ります。

また、若年無業者についても地域若者サポートステーションにおいて、就労に向けた個別相談や自立に向けたグループワーク等により、就業意欲の向上を図ります。

### ③ 若者に対する就職相談から就職支援までの総合的な就業支援の充実を図ります。

就職活動を行う若者に対して、就職相談や就職支援に関するセミナーを実施するとともに、企業説明会等を実施し、就職相談から就職支援までの総合的な就業支援を行います。

また、若者の就職活動を支援するアプリ「いしかわ就活スマートナビ」により、県内企業の情報収集から就職イベント・企業への応募まで、就職活動をワンストップでサポートします。

特に大学生に対して、企業から学生にインターンシップ等プログラムを直接PRできる「インターンシップ&仕事研究フェス」を開催し、インターンシップ等への参加を促進することで、就職活動開始前から県内企業の理解を深めます。

また、大学生と企業で働く若手社員の交流会を開催し、仕事と育児の両立方法等を知る機会を提供します。

|      |          |                          |
|------|----------|--------------------------|
| 数値目標 | 学生の県内就職率 | (R5) 41.1% → (R11) 48.0% |
|------|----------|--------------------------|

## 2 出産の希望がない、安心して子どもを生み育てるための母子の健康の確保及び増進

母子の健康の確保及び増進は、全ての子どもが健やかに成長していく上での健康づくりの出発点であり、次代を担う子どもを健やかに育てるための基盤となります。

地域において母子が安心して生活できるよう、関係機関と連携を図りながら、妊娠から子育てまでの切れ目のない包括的な支援の充実に取り組みます。

### <施策の方向性>

#### (2-1) 子どもを持つことを希望する方への支援

将来の安心・安全な妊娠・出産につながるよう、早い時期からの健康管理を促すとともに、不妊に悩む方への支援の充実を図ります。

### <具体的な取組内容>

#### ① プレコンセプションケアの取組を進めます。

大学生などの若い世代に対し、男女問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアの取組を行います。

また、将来子どもを望む夫婦が、早めに妊娠に関する正しい知識を身につけ、ライフプランを考える機会となるよう、夫婦の健康状態の確認や医師等による健康教育を行うプレ妊活健診の実施を推進します。

### プレコンセプションケアとは？

プレ (pre) は「～の前に」、コンセプション (Conception) は「受胎 (おなかの中に新しい命が授かること)」を意味し、プレコンセプションケアとは、将来の妊娠を考えながら、女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことをいいます。男女問わず、将来のために必要な心と体のケアや知識を身につけるなど、適切な健康管理に向けた取組が重要となります。

本県では、市町や医療機関と連携し、プレコンセプションケアの取組の一環として、婚姻後の夫婦を対象としたプレ妊活健診を実施しています。

### <いしかわプレ妊活健診>



将来子どもを望みなさまへ

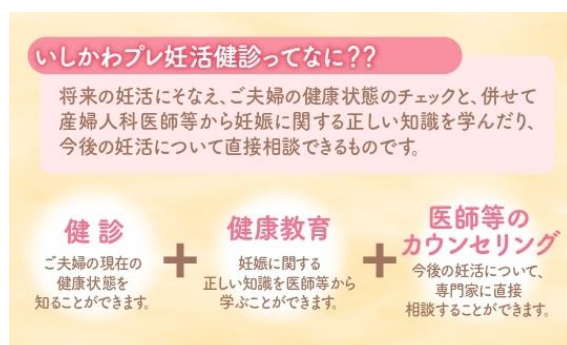
いしかわ 無料

# プレ妊活健診

ご夫婦で受けてみませんか？

将来の妊活にそなえて  
“いま”からできることがあります！

石川県  
ホームページ



### いしかわプレ妊活健診ってなに??

将来の妊活にそなえ、ご夫婦の健康状態のチェックと、併せて産婦人科医師等から妊娠に関する正しい知識を学んだり、今後の妊活について直接相談できるものです。

|                                     |   |  |   |  |
|-------------------------------------|---|--|---|--|
| <b>健診</b><br>ご夫婦の現在の健康状態を知ることができます。 | + | <b>健康教育</b><br>妊娠に関する正しい知識を医師等から学ぶことができます。 | + | <b>医師等のカウンセリング</b><br>今後の妊活について、専門家に直接相談することができます。 |
|-------------------------------------|---|--|---|--|



② 不妊相談から治療まで切れ目のない支援を実施します。

不妊で悩む夫婦等に対し、不妊症や不育症、検査・治療の方法や医療機関情報の提供、不妊の悩み等に関する相談を実施するとともに、不妊症や不育症の治療に対する助成を行います。

また、夫婦等が不妊治療を受けやすい環境づくりを推進するため、不妊に関する正しい知識の啓発を図ります。

## ＜施策の方向性＞

### (2-2) 妊娠から出産・育児に至る一貫した母子保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保するため、市町や関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行います。

## ＜具体的な取組内容＞

### ① 妊娠から子育てまでの切れ目のない包括的な支援を提供するため、地域の支援体制の充実に努めます。

市町が設置する「こども家庭センター」において、妊娠から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要なサービスにつなぐ等のきめ細かな相談支援ができるよう、相談支援を行う職員への研修を実施するなど、市町の母子保健事業への支援を行うとともに、医療機関、助産所など関係機関との連携を推進します。

また、不安や育児上の困難を抱える妊産婦や里帰り出産を行う妊婦等に対し、妊娠期から継続した支援を実施します。

さらに、産後も安心して子育てができるよう、産後間もない母子に対して、心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業等の取組を推進します。

|      |                   |                          |
|------|-------------------|--------------------------|
| 数値目標 | 妊娠 11 週以下での妊娠の届出率 | (R5) 96.6% → (R11) 98.0% |
|      | 産後ケア事業の利用率        | (R5) 3.3% → (R11) 増加     |

### ② 妊産婦及び乳幼児の健康の確保、増進に努めます。

母子の健康の確保と健やかな妊娠、出産のためには、妊娠中からの健康管理が重要であり、妊娠届出や母子健康手帳交付等の機会を通じて、妊婦健康診査の受診勧奨や妊娠中の喫煙や飲酒による妊婦や子どもへの影響などに関する正しい知識の普及、母子健康手帳等の効果的な活用を推進します。

また、育児不安の大きい新生児期における新生児訪問などのきめ細かな支援や乳幼児健康診査の未受診家庭への積極的な支援を推進します。

|      |              |                          |
|------|--------------|--------------------------|
| 数値目標 | 乳幼児健診受診率     | (R5) 98.6% → (R11) 99.0% |
|      | 乳幼児健診未受診者把握率 | (R5) 96.3% → (R11) 100%  |

③ 妊娠に関する専門相談窓口を設置し、妊娠に悩む方への支援を行います。

予期せぬ妊娠など、妊娠にまつわる悩みに対する専門の電話・メール・SNS 相談等を実施します。

<いしかわ妊娠相談ダイヤル>



④ 妊産婦にやさしい環境づくりを進めます。

妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保には、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、県民、企業、行政がそれぞれの立場から取り組むことが重要であり、こうした妊産婦にやさしい環境づくりのシンボルとして、マタニティマークの普及啓発を進めるほか、妊産婦も利用できる「いしかわ支え合い駐車場制度」の周知を図ります。

マタニティマークとは？

- ・妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、まわりの方が妊産婦への配慮を示しやすくするもの
- ・緊急時に、妊婦であることを知らせやすくするもの
- ・交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組の呼びかけ文を付してポスターなどに使用し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するもの



⑤ 働く女性の職場での産前・産後における健康の保持・増進を図ります。

産前・産後休暇など母性保護制度の普及啓発を進めます。特に健康診査等の結果、通勤緩和や休憩に関する措置などが必要な妊産婦に対し、母性健康管理指導事項連絡カードの積極的な活用を進めます。

**⑥ 子どもの疾病の早期発見に努めます。**

こどもの疾病を早期に発見し、その後の治療や生活指導等につなげることにより、こどもの発育・発達や健康の維持・増進に資するよう、先天性代謝異常等を早期に発見する新生児へのマススクリーニング検査の実施を推進します。

また、乳幼児健康診査における疾病の早期発見に努めるとともに、保健指導の充実を図ります。

**⑦ 子どもの事故予防のための普及啓発を推進します。**

不慮の事故、乳幼児突然死症候群、乳幼児揺さぶられ症候群等による乳幼児死亡を予防するため、普及啓発を充実するとともに、家庭や認定こども園・保育所・幼稚園、地域における子どもの事故予防のための環境整備を推進します。

**⑧ 産後うつ病の早期発見や適切な支援に努めます。**

妊産婦は、妊娠、出産、産後の期間に様々な不安や負担を抱えており、特に、産後はホルモンの変化や育児ストレスなどで精神的に負担のかかる時期であるため、産科医療機関、精神科医療機関、市町など関係機関と連携し、産後うつ病等の早期発見や適切な支援の充実を図ります。

また、産後うつ病等の予防のため、妊娠中や産後早期からの支援や産後のメンタルヘルスの普及啓発に努めます。

**⑨ 妊婦及び乳幼児の歯と口腔の健康づくりを支援します。**

妊婦に対する歯科健診の受診を促進し、妊娠中の歯周疾患予防のための保健指導の充実を図るとともに、市町の歯科健診や歯科保健指導等により、子どものむし歯予防についての普及啓発を図ります。

**⑩ 母子保健に関する地域の課題を踏まえた取組を推進するとともに、母子保健を担う人材の育成に努めます。**

母子保健に関する取組について、広域的・専門的な立場から課題の把握等を行い、市町と連携して、地域の実情を踏まえた対策を推進します。

また、母子保健関係者の専門性の向上に努めます。

**⑪ 父親になる男性への育児情報の提供等に努めます。**

子育てにおける男性の役割が重要となる一方で、男性が育児知識を得る機会が少ないことから、父親になる男性に対して、子育てを行うために必要な情報提供等に努めます。

## ＜施策の方向性＞

### (2-3) 周産期・小児医療体制の充実

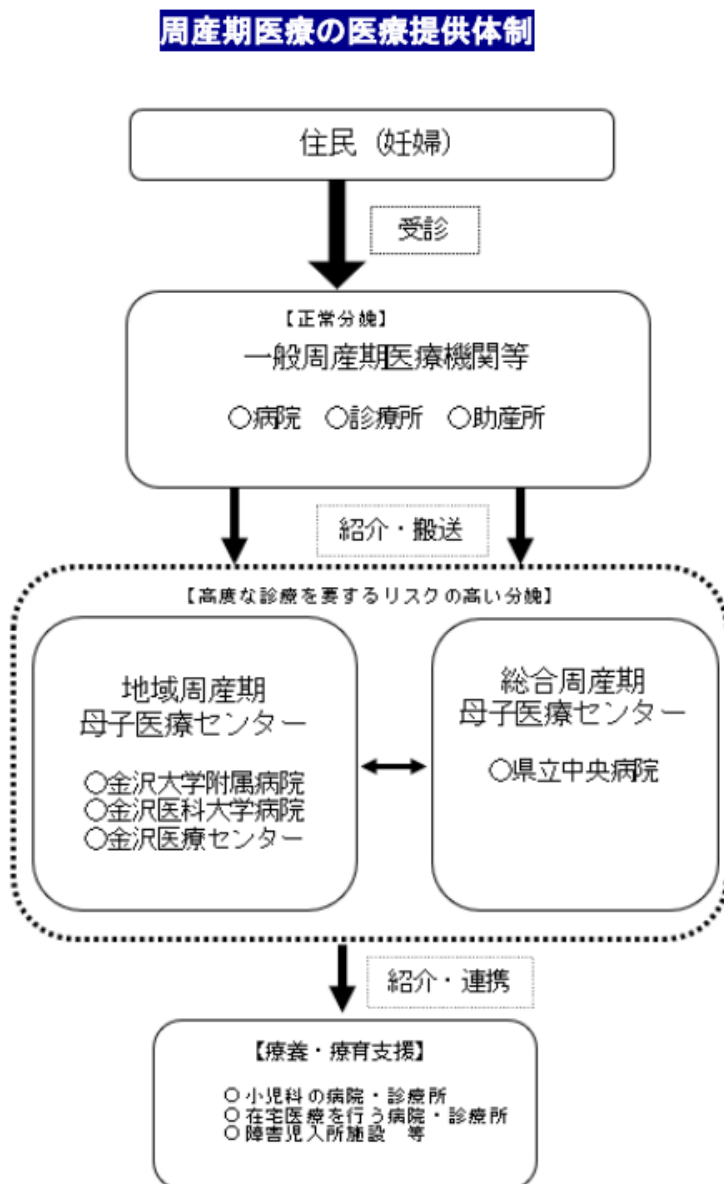
重度の妊娠高血圧症や切迫早産などリスクの高い妊産婦・新生児に対する、高度周産期医療の提供を図るとともに、地域の産科・小児科医等の確保に向けた取組を推進します。

## ＜具体的な取組内容＞

### ① 周産期医療体制の充実を図ります。

県立中央病院では、手術室や小児科病棟と同一のフロアに配置する総合母子医療センターにおいて、重度の妊娠高血圧症や切迫早産などリスクの高い妊婦のための母体・胎児集中治療室(MFICU)と、高度な医療が必要な新生児を受け入れる新生児集中治療室(NICU)を活用し、産科医師と小児科医師の連携のもと、専任のスタッフが24時間体制で適切な医療を提供します。

県では、県民がどこでも安心して出産できるよう、産科医不足地域の体制強化やICTを活用した診療支援など、周産期医療体制の充実に向けた取組を推進します。



**② 母親の心のケアに配慮した周産期医療の充実に努めます。**

低出生体重児等を出産した母親への心のケアを行うため、県内の低出生体重児治療を行っている医療機関に臨床心理士を派遣します。

**③ 産科・小児科医等の確保に向けた取組を実施します。**

地域の病院で不足する産科や小児科等に対して、宿日直勤務の代替要員を派遣するなど、医師の勤務支援体制を構築します。また、将来、医師不足地域の医療機関において、産科・小児科等の特定診療科医師として従事しようとする医学生等に対して修学資金を貸与します。さらに産科医を確保するため、分娩手当及び研修医手当を支給し、その処遇の改善を図ります。

|      |                                |                        |
|------|--------------------------------|------------------------|
| 数値目標 | 分娩取扱医師偏在指標（分娩 1 千件あたりの分娩取扱医師数） | (R2) 10.8 人 → (R11) 増加 |
|------|--------------------------------|------------------------|

**④ 小児救急電話相談を実施します。**

医療機関の診療時間外における子どもの急な発熱などの際に、保護者が今すぐ医療機関に行くか否かの判断についてのアドバイスを小児科医等から受けることができる電話相談を実施します。

■相談時間 午後 6 時から翌朝 8 時（毎日）

■電話番号 「#8000」：一般電話のプッシュ回線、携帯電話、公衆電話など  
「076-238-0099」：一般電話のダイヤル回線、IP 電話など

**⑤ 子どもの急病時の対処法や適正受診の在り方についての普及啓発を進めます。**

子どもの急病時の対処法について、症状ごとにわかりやすく掲載した「子どもの救急ガイドブック」を作成し、市町の乳幼児健診時や認定こども園・保育所・幼稚園、小児科を標榜する救急告示病院へ配布し、日頃から子どもの症状に応じた対応の仕方に関する理解を深め、いざという時にも落ち着いた対応ができるよう普及啓発を進めます。

**⑥ 小児慢性特定疾病など長期の療養が必要な子どもとその家族を支援します。**

小児慢性特定疾病など長期にわたり療養が必要な子どもと家族に対する支援の充実・強化を図るため、自立支援員等による相談支援を実施するとともに、関係者に対する研修会や交流会の開催、親の会・患者会の支援等を行い、小児慢性特定疾病等に関する理解と支援の輪を広げます。

### 3 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備

核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化を背景とし、子育て家庭が孤立化し、子育てについての不安や悩みを抱く人が増えています。

このような状況を踏まえ、保護者が子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるよう、それぞれの家庭の状況に応じた子育て支援の取組を進めます。

共働き世帯の増加等に伴い、子育てにおける男性の役割が重要であることから、男性の子育てへの参画を促進する取組を進めます。また、地域の NPO や企業等も含め、地域社会全体で子どもや子育て家庭を温かく見守り支える環境づくりを進めながら、子育て支援の取組を実施します。

#### <施策の方向性>

##### (3-1) 全ての子育て家庭への支援

核家族化の進展等により育児の孤立化が指摘されており、在宅育児家庭への支援を行います。

また、子どもや子育て家庭が必要とする幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、市町とも連携し、着実な実施を図ります。

#### <具体的な取組内容>

- ① 妊娠から子育てまでの切れ目のない包括的な支援を提供するため、地域の支援体制の充実に努めます。(再掲)

市町が設置する「こども家庭センター」において、妊娠から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要なサービスにつなぐ等のきめ細かな相談支援等を行います。

② 「マイ保育園登録制度」を通じて、在宅育児家庭を支援します。

特に子育てに関する不安の高い出産前後から3歳に達するまでの間、育児の専門家の支援を受けて安心して過ごすことができるよう、身近な認定こども園や保育所を登録する「マイ保育園登録制度」を実施し、おむつ交換等の育児体験、リフレッシュのための一時預かり、育児の専門家である保育士等による育児相談を行います。

|      |            |                          |
|------|------------|--------------------------|
| 数値目標 | マイ保育園利用登録率 | (R5) 64.3% → (R11) 80.0% |
|------|------------|--------------------------|

また、マイ保育園に「子育て支援コーディネーター」を配置し、「子育て支援プラン」の作成をはじめ、地域の子育て家庭に対する各種子育て支援サービスの利用を総合的にコーディネートします。支援にあたっては、各市町に配置する「子育て支援総合アドバイザー」の助言・指導のもと、関係者が連携して行います。

さらに、来園時以外にも気軽に相談できる体制を整備するなど、相談機能の充実に積極的に取り組むマイ保育園を支援するとともに、サービスを必要とされる方に確実にサービスが行き届くよう、マイ保育園登録制度の周知を図ります。

**マイ保育園登録制度**

妊娠時から特に3歳未満児の全ての子育て家庭を対象に、登録した自宅近くのマイ保育園で、

- ・ 育児体験の実施
  - ・ 育児相談や育児教室
  - ・ 一時預かりの実施
- などを行っています。



③ 全ての子どもが認定こども園等に通園できるサービス提供の充実を図ります。

在宅育児家庭について、子どもの育ちや保護者の子育てに関する精神的不安の軽減を目的に、県では就労要件を問わず認定こども園への通園サービスを受けられるよう支援してきましたが、国制度の開始により実施施設が保育所等へも拡大されるため、今後も市町と連携し、さらなるサービス提供の充実を図ります。

④ 利用者支援事業の実施を促進します。

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、県内全ての市町において子育て支援総合アドバイザーが個別のニーズに応じた子育て支援情報の提供や相談等を行う利用者支援事業の実施を進めます。



⑤ 保護者の多様な保育ニーズに応じて、一時預かりやショートステイなどのサービス提供を図ります。

冠婚葬祭やリフレッシュなど一時的な保育ニーズに対応するため、身近な認定こども園・保育所及び地域子育て支援拠点等で「一時預かり」や、「ファミリー・サポート・センター事業」による預かりを行うとともに、仕事の都合など一定期間の保育ニーズに対応する児童養護施設等での「ショートステイ」や「トワイライトステイ（夜間の預かり）」を提供します。

⑥ 地域子育て支援拠点において相談支援等を行います。

子育て中の親と子が、身近な場所で気軽に集って交流し、情報交換などができる地域子育て支援拠点において、保育士等の専任スタッフが、相談支援等を行います。

⑦ 子育てに関する情報提供・相談支援体制の充実を図ります。

市町のこども家庭センター等や子ども家庭総合支援拠点において、子育てに関する幅広い相談に応えるとともに、より専門的な相談には県の児童相談所等が対応します。

また、マイ保育園や地域子育て支援拠点での相談支援のほか、幼稚園における子育て相談を実施するとともに、地域の身近なところで子育て支援サービスの情報提供や利用相談ができる環境づくりを進めます。

さらに、公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団がホームページ（いしかわおやコミ！. net）で提供している子育て支援情報の充実を図ります。

⑧ 子ども・子育て支援事業に従事する人材の資質の向上を進めます。

地域の実情に応じて市町が実施する子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保及び資質向上のため、市町と連携し、研修機会の提供等を行います。

⑨ 家庭内における男性の子育てや家事の参画を促進します。

夫婦が協力して子育てを行う共育ての定着に向けて、そのきっかけづくりとなる「育児・家事シェアシート」の取組を進めるとともに、男性に対する子育て講座の開催等を通じた支援を行い、男性の子育て参画等を促進します。

また、男性が子育てに参画する意義等をホームページなど様々な機会を捉えて発信し、共育ての社会気運の醸成を図ります。

|      |                       |  |
|------|-----------------------|--|
| 数値目標 | 父親の育児・家事の頻度（週3日以上の場合） | （R5）46.4% → （R11）70.0%<br>※県民意識調査により把握 |
|------|-----------------------|--|

## ＜施策の方向性＞

### (3-2) 質の高い幼児教育・保育サービスと放課後対策の充実

本県では、保育サービスは量的には概ね充足し、保育所や幼稚園から認定こども園への移行が全国的にも高く進んでいるところです。全ての家庭の子どもに良質な環境で育つ機会を提供するため、幼児教育・保育サービスのさらなる質の向上を図ります。

また、子どもの放課後の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブについても、質の向上に向けた取組を推進します。

## ＜具体的な取組内容＞

### ① 幼児教育・保育サービスの質の向上に努めます。

幼児教育・保育サービスの質の向上を図るため、保育教諭・保育士・幼稚園教諭に対する研修を実施するとともに、現場へのアドバイザー派遣により、課題解決に向けた助言を行うなど、認定こども園・保育所・幼稚園における職員の資質・専門性の向上や、不適切保育の防止に努めます。

また、本県は認定こども園への移行が進んでいることなどを踏まえ、東京大学等と連携して作成した0歳からの教育・保育についてのガイドラインの活用など、幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。

|      |                              |                        |
|------|------------------------------|------------------------|
| 数値目標 | いしかわ保育・教育アドバイザー派遣施設数（5年間の累計） | (R5) 14施設 → (R11) 50施設 |
|------|------------------------------|------------------------|

### ② 幼児教育・保育人材の確保のための取組を進めます。

幼児教育・保育サービスの安定的な提供のため、中高生向けの保育の魅力発信をはじめとした新規資格取得者の確保や、「福サポいしかわ」でのマッチング支援による離職者の現場復帰促進に取り組むとともに、保育施設等のICT化の推進や、補助者の配置支援、子育て支援員の養成による業務負担軽減を図ります。なお、特に奥能登地域では保育士の高齢化が進んでいることから、市町と連携して人材の確保・定着に取り組めます。

### ③ 認定こども園・保育所・幼稚園の連携を深めるとともに、関係機関全体で幼児教育の推進に取り組めます。

人間形成の基礎となる就学前の子どもに質の高い幼児教育・保育サービスを提供するために、保育教諭・保育士・幼稚園教諭の資質の向上に努めるとともに、3歳以上児の教育カリキュラムを共通化する等の工夫や、認定こども園・保育所・幼稚園の職員の相互交流を進めるなど一層の連携を図ります。

また、幼保小接続の推進をはじめ、幼児教育全体の施策について教育委員会や関係機関と連携して取り組めます。

④ 病児・病後児保育など、働く保護者のニーズに対応したサービスの充実を図ります。

認定こども園及び保育所における延長・夜間保育、休日保育の実施や、病児・病後児保育施設の設置促進および予約システムのICT化など、利用者サービスの充実に取り組む市町を支援します。

⑤ 放課後児童クラブの質の向上に努めます。

子どもの放課後の遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの整備を推進するとともに、放課後児童支援員等研修の充実など、放課後児童クラブの質の向上に努めます。

また、研修においては、放課後子供教室の指導員も対象とするなど、教育委員会とも連携を図りながら取組を進めていきます。

|      |                            |                              |
|------|----------------------------|------------------------------|
| 数値目標 | 放課後児童クラブ登録児童数              | (R5) 15,934人 → (R11) 18,500人 |
|      | 放課後児童クラブ職員向け研修受講者数(5年間の累計) | (R5) 5,434人 → (R11) 6,100人   |

⑥ 放課後子供教室の取組を支援します。

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、勉強やスポーツ・文化活動等を実施する放課後子供教室の取組を支援することにより、子どもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

⑦ 子どもの居場所づくりを推進します。

様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう、前記の放課後児童クラブや放課後子供教室、子ども食堂などの整備・運営について、市町やNPO団体等と連携するほか、教育支援センターにおける取組などを通じて、子どもの居場所づくりを推進します。

## <施策の方向性>

### (3-3) 経済的支援の充実

子育てに関する不安の中で一番大きな割合を占める子育て家庭の経済的不安の解消に向け、経済的負担の軽減を図ります。

## <具体的な取組内容>

#### ① 乳幼児等を対象とした医療費の助成を行います。

乳幼児等の疾病の早期発見と早期治療を促進するため、医療費の一部を助成します。

#### ② ひとり親家庭における医療費を助成します。

ひとり親家庭の親やその子どもの健康の保持増進を図るため、医療費の一部を助成します。

#### ③ 小児慢性特定疾病に対する医療費を助成します。

小児慢性特定疾病は、その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、患者家族の医療費の一部を助成し、当該疾病の研究の推進、医療の確立・普及を図ります。

#### ④ 多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。

幼児教育・保育の無償化により、認定こども園・保育所・幼稚園を利用する全ての3歳～5歳児の保育料の無料化を実施しました。さらに、本県独自に、多子世帯の経済的負担を軽減するため、0歳～2歳児の第2子以降の保育料を無料化します。さらに、第2子以降の病児・病後児保育利用料と放課後児童クラブ利用料を無料化します。

#### ⑤ プレミアム・パスポートを発行し、子育て世帯を応援します。

経済的支援に加え、社会全体で子育て世帯を応援する気運の醸成のため、県内の協賛店舗のご協力を得て、割引などの特典を提供する「プレミアム・パスポート事業」を実施します。

|      |                    |                                |
|------|--------------------|--------------------------------|
| 数値目標 | プレミアム・パスポート事業協賛店舗数 | (R5) 3,063 店舗 → (R11) 3,300 店舗 |
|------|--------------------|--------------------------------|

## <プレミアム・パスポートロゴマーク>



⑥ 奨学金制度等により、高校・大学等への進学を支援を図ります。

経済的理由により、高等学校、大学等への進学が困難な者に対し、就学支援金や返還義務のない給付型奨学金を支給するとともに、学資の貸与を行うことにより、修学機会の確保を図ります。

|      |         |                          |
|------|---------|--------------------------|
| 数値目標 | 奨学金募集定員 | (R5) 417人 → (R11) 必要枠の確保 |
|------|---------|--------------------------|

⑦ 県営住宅入居に際して、子育て世帯等に優遇措置を講じます。

県営住宅の入居の際には、65歳以上の高齢者世帯やひとり親世帯・子ども連れのDV被害者などとともに、いずれかが35歳未満の若者夫婦世帯や18歳未満の子を持つ子育て世帯に対して優遇措置を講じます。

## <施策の方向性>

### (3-4) 子育て支援のネットワークづくりと気運の醸成

地域社会全体で子育てを支援する環境づくりに向けて、高齢者・地域ボランティア、NPOなど地域活動団体の相互交流を促進するとともに、ネットワークの構築を図ります。また、企業による子育て支援活動を促進します。

## <具体的な取組内容>

### ① 子育てサークル等の地域活動を支援します。

子どもを持つ親同士がお互いの親睦を図りながら、子育てや子どもを取り巻く様々な問題について話し合う子育てサークルや母親・父親クラブ等の活動を支援します。

### ② 子育て支援に祖父母世代の力の活用を進めます。

祖父母を対象とした「孫育て講座」や多世代交流による子育て支援の取組などを通じて、祖父母世代が子育て世代を支援する環境づくりを推進します。

## <いしかわまご育てガイドブック>



### ③ 企業の協力による子育て支援事業の実施を進めます。

社会全体とりわけ企業等が積極的に子育て支援に取り組んでいく環境を整備するため、企業等が主体となって構成される「子育てにやさしい企業推進協議会」の活動を支援するなど、企業の協力による子育て支援事業の実施を進めるほか、社会全体で子育てを支援する気運を高めるため、全ての子育て家庭を対象に子育て応援サービスを行う企業等を、いしかわエンゼルマークの店として認定し、認定店が実施する子育て応援サービスに関する情報をホームページにより子育て家庭に発信します。その運動の中で、毎月19日の「県民育児の日」の普及啓発を図ります。

④ プレミアム・パスポートを発行し、子育て世帯を応援します。(再掲)

経済的支援に加え、社会全体で子育て世帯を応援する気運の醸成のため、県内の協賛店舗のご協力を得て、割引などの特典を提供する「プレミアム・パスポート事業」を実施します。

⑤ 「子育て支援メッセージしかわ」の開催を通じて、子育てを支援する気運の醸成を図ります。

子育てを支援する企業や団体が子育てに役立つ情報や体験を提供する「子育て支援メッセージ」を開催し、社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。



## ＜施策の方向性＞

### (3-5) 子育てを支援する生活環境等の整備

妊産婦や子育て世帯等が、安全で安心して生活できるよう、良質な住宅、良好な住環境の確保を図るとともに、安全・安心なまちづくりの推進に取り組みます。

## ＜具体的な取組内容＞

#### ① 県営住宅入居に際して、子育て世帯等に優遇措置を講じます。(再掲)

県営住宅の入居の際には、65歳以上の高齢者世帯やひとり親世帯・子ども連れのDV被害者などとともに、いずれかが35歳未満の若者夫婦世帯や18歳未満の子を持つ子育て世帯に対して優遇措置を講じます。

#### ② 安全・安心なまちづくりのための普及啓発を推進します。

子どもや子ども連れの親等が犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や防犯灯整備等について、犯罪等の防止に配慮した環境設計が盛り込まれるよう、関係機関との連携及び普及啓発を推進します。

#### ③ 歩行空間のバリアフリー化や通学路等の安全対策を進めます。

子どもや高齢者、障害者等に配慮した安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道の段差解消やバリアフリー対応型信号機等の整備などを実施し、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

また、通学路や市町が設定するキッズゾーン等において、安全な通行を確保するため、関係機関と連携して交通安全対策を推進します。

#### ④ 公益的建築物等のバリアフリー化を推進します。

病院、百貨店、官公庁、学校その他不特定多数の者が利用する建築物等において、段差の解消や授乳所等の設置などバリアフリー化を図り、子育てにやさしい環境の整備を推進します。

#### ⑤ 妊産婦にやさしい環境づくりを進めます。(再掲)

妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保には、妊産婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保等について、県民、企業、行政がそれぞれの立場から取り組むことが重要であり、こうした妊産婦にやさしい環境づくりのシンボルとして、マタニティマークの普及啓発を進めるほか、妊産婦も利用できる「いしかわ支え合い駐車場制度」の周知を図ります。



⑥ 「赤ちゃんの駅」の登録・普及を進めます。

乳幼児を連れて安心して外出できるよう授乳やおむツ替えなどで利用できる「赤ちゃんの駅」の登録・普及を進めます。

＜赤ちゃんの駅登録ステッカー＞



## 4 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

子どもの生きる力を育むため、将来の自立した生活に必要な幅広い知識と教養を身につけ、体力の向上を図り、豊かな心を育む教育の充実を図るとともに、関係機関との連携・協働体制を構築するほか、異年齢の子どもと交流できる体験活動の場の創出などの環境整備を進めます。

### <施策の方向性>

#### (4-1) 次代の社会を担う子どもの育成

次代の社会を担う子どもが、生きることの大切さやコミュニケーションの大切さを実感しながら、自立した大人となることができるよう、命の大切さや、子どもを生み育てることの意義・喜びについて、理解を深めることができる機会の提供を図ります。

また、家庭を築き、子どもを生み育てることの重要性について考える機会の提供を図ります。

### <具体的な取組内容>

#### ① 乳幼児等との触れ合い体験ができる機会の提供を図ります。(再掲)

高校生等に対し、乳幼児との触れ合いやその親との交流の機会を提供する「親子交流授業」を実施し、若者の子どもや子育てに対する関心を育み、自らのライフデザインを描けるよう意識の啓発を図ります。

|      |                            |                              |
|------|----------------------------|------------------------------|
| 数値目標 | 乳幼児との触れ合い育児体験<br>参加生徒数（累計） | (R5) 17,466人 → (R11) 33,000人 |
|------|----------------------------|------------------------------|

#### ② 学校や家庭・地域において、男女共同参画の理解を深める取組を進めます。

子ども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、大学生を対象にワークショップを開催するほか、小・中・高校生向けの年代に応じた啓発物を配布し、学校で活用してもらするなど、若い世代を対象に男女共同参画の理解を深める取組を進めます。

## ＜施策の方向性＞

### (4-2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代を担う子どもの生きる力の育成に向けて、確かな学力の向上を図る教育環境の整備、いじめ・不登校等への取組の充実、豊かな心の育成を図る様々な体験活動、体力の向上と健康増進を図るスポーツ活動や外遊びを推進します。

特に、学校教育において、子どもの成長段階に応じて、命の大切さや子どもを生み育てることの意義・喜び、そして、親となることに伴う責任について、理解を深めることができる学習機会の提供に取り組みます。

## ＜具体的な取組内容＞

### ① 児童生徒や保護者のニーズに対応した学校づくりを進めます。

教育に対するニーズが多様化する中、一人ひとりの能力・適性等に応じた教育を展開し、児童生徒や保護者等のニーズに対応できる学校づくりを進めます。

### ② 優れた教員の育成・確保に努めます。

教員を目指す学生が実践的指導力を身に付けられるよう、大学と連携して教員養成を進めるとともに、教員の採用選考に当たって、教育的愛情と責任感・使命感を持ち、実践的指導力のある人材を確保します。また、採用後は、今日の教育を取り巻く様々な課題に対応できる人材の育成を図ります。

### ③ いじめを見逃さない学校づくりを推進します。

いじめの未然防止や、早期発見・早期対応に向け、各学校に「いじめ問題対策チーム」を常設し、組織的に対応するとともに、学校の要請に基づき専門的な見地から助言を行う「いじめ対応アドバイザー」を派遣するなど、「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」を推進します。

### ④ 生徒指導体制やカウンセリングの充実を図ります。

様々な悩みを抱える児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者への助言を行うスクールカウンセラーの配置や、児童生徒を取り巻く環境の問題解決を支援するスクールソーシャルワーカーの派遣等、専門的な知識・経験を有する専門家による各学校への支援を進めるなど、未然防止を含めた児童生徒の不登校及びいじめなどの問題行動への対応における教育相談体制の充実を図ります。

### ⑤ 不登校児童生徒への学校復帰及び社会的自立に向けた支援に努めます。

児童生徒への学習指導や悩みの相談などに対応する校内教育支援センターに専任教員を配置するとともに、不登校児童生徒が精神的に安心できる居場所となる、教育支援センターにおいて学校復帰や社会的自立に向けた支援を通じて、子どもの居場所の確保に努めます。

⑥ 男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てます。

小・中・高等学校の教育課程において、発達の段階に応じて、小学校では家庭生活を大切にしている心情を育み、中学校では家庭の機能について理解を深め、高等学校では家族・家庭の意義、家族・家庭と社会の関わりについての学習を進めます。

⑦ 中高生の保育体験を推進します。

中学生の職場体験活動や高校生の保育体験活動を推進します。

⑧ 体験活動を通じて、豊かな心の育成に努めます。

体験活動を通じて、地域の文化への理解を深め、自然保護の大切さや思いやりの心を育むことを目的に、「いしかわ子ども自然学校事業」をはじめとした体験活動を提供します。

|      |                            |  |
|------|----------------------------|--|
| 数値目標 | いしかわ子ども自然学校参加者数（教育推進計画の目標） | (R5) 3,519人 → 「石川の教育振興基本計画」の目標に準ずる（参考：現計画の目標値 R7 8,000人） |
|------|----------------------------|--|

⑨ 子どもの運動習慣の動機づけに取り組めます。

小学校においてインターネットを活用した運動プログラム「スポチャレいしかわ」を実施するほか、スポーツや外遊びなどの日常的な運動習慣の動機づけに取り組む、子どもの体力の向上を図ります。

|      |                    |                          |
|------|--------------------|--------------------------|
| 数値目標 | スポチャレいしかわ登録クラス数の割合 | (R5) 91.5% → (R11) 95.0% |
|------|--------------------|--------------------------|

⑩ 省エネなどの環境保全活動を推進し、環境に関する意識の醸成を図ります。

学校や家庭等において、環境保全活動や環境教育を進めるため、本県独自の環境マネジメントシステムである「いしかわ版環境ISO」を普及するとともに、未就学児の環境に対する感性を育て、環境に優しいライフスタイルを実践する認定こども園・保育所・幼稚園を認定し、幼児期における環境意識の醸成を図ります。

また、家族と一緒に楽しく環境保全活動に取り組んだ未就学児を「いしかわエコレンジャー」に、一緒に取り組んだ家族を「いしかわ家庭版環境ISOエコファミリー」に認定し、子育て世代の環境保全活動を推進します。

⑪ 公立学校施設の整備充実に努めます。

多様化した教育内容・学習形態に対応し、児童生徒に安全な学習環境を確保するため、学校施設の整備充実に努めます。

⑫ 児童生徒の安全確保のため、学校安全のための対策を図ります。

「石川の学校安全指針」（令和４年２月一部改訂）の周知徹底を図るとともに、各学校の安全教育と安全管理の一層の充実に努めます。さらに、講習会や通知等を通じて教職員の危機管理意識及び指導力の向上を図ります。

⑬ 幼児期と児童期をつなぐ社会性の育成を進めます。

幼児期から児童期への生活や学びの連続性を図るため、認定こども園・保育所・幼稚園と小学校とが連携し、関係者の交流活動等を行い、発達段階に応じた社会性や道徳性の育成を進めます。

⑭ 奨学金制度等により、高校・大学等への進学を支援を図ります。（再掲）

経済的理由により、高等学校、大学等への進学が困難な者に対し、就学支援金や返還義務のない給付型奨学金を支給するとともに、学資の貸与を行うことにより、修学機会の確保を図ります。

⑮ 体罰や不適切な指導の防止に努めます。

教職員に対して、体罰根絶に向けた取組を徹底するほか、毎年、体罰に関する調査や研修を行います。また、部活動指導員に対しても研修を行い、体罰の未然防止に努めます。

## <施策の方向性>

### (4-3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもの心身の健やかな成長を支えていくためには、子どもの成長段階に応じた適切な家庭教育が基盤となることから、子どもの教育を担う第一義的責任を有する保護者等に対して、親子の育ちを応援する学習機会の充実など、家庭教育支援の一層の充実を図ります。

また、子どもは多くの人との関わりや様々な体験を通じて育まれることを踏まえ、家庭・学校だけでなく、地域の教育力の向上を図るため、地域における教育活動への支援に取り組みます。

さらに、次代を担う子どもたちの未来を切り拓く力の基礎として、文化やスポーツに親しむ機会の提供や自然を愛護する心の育成を図る取組を進めます。

## <具体的な取組内容>

### ① 保護者向け冊子や講座を提供し、親学びを支援します。

全小中学校と連携し、新小・中学1年生の保護者に対して、規則正しい生活習慣を身につけることの重要性などを周知します。

|      |                      |                      |
|------|----------------------|----------------------|
| 数値目標 | 保護者向け親学び講座を実施する小中学校数 | (R5) 257校 → (R11) 全校 |
|------|----------------------|----------------------|

### ② 家庭教育電話相談を実施します。

家庭での教育に悩みや不安を持つ保護者等が気軽に相談できるよう電話相談を実施します。

### ③ 家庭教育テレビ番組を提供します。

乳幼児から高校生までの子どもを持つ保護者等に、家庭や地域での教育についての情報を提供します。

### ④ 家庭における生活リズムの向上を推進します。

「早寝・早起き・朝ごはん」をはじめとする生活リズムに関する記録カードを作成し、認定こども園・保育所・幼稚園の全保護者に配付します。

### ⑤ 豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもの育成を支援します。

子どもの公共マナーやルールに関する規範意識を育てるために、地域の婦人団体をはじめとした社会教育関係団体や青少年育成団体、トップスポーツチーム等と学校が連携した活動(グッドマナーキャンペーン等)を実施します。

### ⑥ 地域の子ども会活動を支援します。

子どもの健やかな成長を図るため、異年齢の子どもが育成者の指導の下、一つになって地域の様々な活動を行い、地域の連帯意識を育む子ども会活動を支援します。

⑦ 地域のふるさと活動を支援します。

将来を担う青少年の育成と地域住民の連帯感を醸成するため、地域で受け継がれてきた郷土芸能の育成保存など地域のふるさと活動を支援します。

⑧ 子どもが本に親しむ機会の充実を図ります。

県立図書館において、児童向けの図書や保護者向けの子育てに関する図書を積極的に収集し、親子がともに読書を楽しむなど、子どもが本に親しむ機会の充実を図ります。

⑨ 子どもが文化に親しむ機会の充実を図ります。

次代を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を育むとともに、個性と魅力にあふれる石川の文化が継承・発展されるよう、子どもが文化に親しむ機会の充実を図ります。

⑩ 子どもがスポーツに親しむ機会の充実を図ります。

県内8つのトップスポーツチームなどで構成される石川ユナイテッドとの包括連携協定等に基づき、トップスポーツチームによる、スポーツ体験・交流イベントやスポーツ教室を開催するなど、子どもがスポーツへの関心を高め、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。

⑪ 石川県健民運動推進本部が行う子どもや若者の健やかな育ちに向けた取組を支援します。

青少年が家庭や地域に見守られながら、自発的で創造性の豊かな心を育み、社会への参画意欲を高めることができるよう実施する「子ども・若者活動」や、子どもたちの自然を愛護する心や生き物への関心を育むことを目的とした「ふるさとのツバメ総調査」など、石川県健民運動推進本部が行う多様な取組を支援します。

## ＜施策の方向性＞

### (4-4) 子どもの健全育成

子どもの健やかな成長を支援する環境づくりに向けて、子どもの放課後の遊びと生活の場の提供や、非行・犯罪被害防止のための啓発、子どものスマートフォン等インターネット接続機器やインターネットの適正利用等を推進します。

## ＜具体的な取組内容＞

### ① いしかわ子ども交流センターにおいて多様な支援活動を行います。

子どもや親、これから親になろうとする若者の拠点施設であるいしかわ子ども交流センターにおいて、子どもの健全育成、子育て支援、若者の自立に向けた支援、子どもの権利擁護など多様な支援活動を行います。

### ＜いしかわ子ども交流センター＞



プラネタリウム百万星キャラクター  
「きらりん」

### ② 放課後児童クラブの質の向上に努めます。(再掲)

子どもの放課後の遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの整備を推進するとともに、放課後児童支援員等研修の充実など、放課後児童クラブの質の向上に努めます。

また、研修においては、放課後子供教室の指導員も対象とするなど、教育委員会とも連携を図りながら取組を進めていきます。

### ③ 放課後子供教室の取組を支援します。(再掲)

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、勉強やスポーツ・文化活動等を実施する放課後子ども教室の取組を支援することにより、子どもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

### ④ 子どもの居場所づくりを推進します。(再掲)

様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう、前記の放課後児童クラブの確保を推進するとともに、子ども食堂、児童館運営など、市町やNPO団体等と連携するほか、教育支援センターにおける取組などを通じて、子どもの居場所づくりを推進します。



**⑤ 児童館の活動の充実を図ります。**

子どもの居場所としての機能強化のため、児童館の整備を推進するとともに、児童館ガイドラインに基づき、その活動が充実するよう情報共有や助言を行います。

**⑥ 「いしかわS & Pサポート制度」による連携を推進します。**

小中高生の犯罪や被害に関し、学校と警察が相互に連絡を取り合い、児童生徒の再非行防止及び犯罪被害の未然防止と健全育成に努めます。

**⑦ 非行防止教室等を開催します。**

小中学生に対するピュアキッズスクールなどの非行防止教室や、中高生に対する犯罪被害者本人またはその家族が体験談を講演する命の大切さを学ぶ教室などを開催し、社会規範を守ることや命の大切さを教え、規範意識の高揚を図ります。

**⑧ 保護者に対する非行・被害防止のための啓発を行います。**

警察官、保護司、補導員等が講師となり、保護者を対象とした講座を実施し、小中学生の規範意識の高揚や非行防止のための家庭教育の向上に向けた啓発を行います。

**⑨ 非行少年の立ち直りを支援します。**

再非行のおそれのある少年及びその保護者に対して、地域社会との絆を構築するため、大学生ボランティア、地域、関係機関等と協働し、少年の就学・就労に向けた支援、農作業体験活動等、個々の少年の状況に応じた支援活動を実施します。

**⑩ 地域の子ども会活動を支援します。(再掲)**

子どもの健やかな成長を図るため、異年齢の子どもが育成者の指導の下、一つになって地域ぐるみの様々な活動を行い、地域の連帯意識を育む子ども会活動を支援します。

**⑪ 子ども育成指導者の養成を行います。**

地域での子どもたちの多様な体験活動をサポートする児童館、青少年団体関係者などの指導者の研修や交流機会の確保を推進します。

**⑫ 子どもにとって優良な図書等を推奨します。**

子どもの健全な育成を図るため特に有益な図書等を推奨し、普及を行います。

⑬ 子どものインターネット等の適正利用を推進します。

現在、インターネットは身近な存在となっており、子どもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報が氾濫する中、子どもが犯罪に加担したり、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きていることから、子どもが主体的にインターネットを利用できる能力及び情報リテラシーの習得支援、子どもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

|      |  |                    |
|------|--|--------------------|
| 数値目標 | 子どものインターネット等の<br>適正利用の推進に取り組む<br>小中学校数 | (R5) 全校 → (R11) 全校 |
|------|--|--------------------|

⑭ 児童生徒のネットトラブル未然防止事業を推進します。

弁護士、県警察本部と連携の上、SNSなどのネット上のパトロールを行い、学校におけるネットトラブルに関する指導を支援するとともに、保護者に子どものインターネットの適正利用を促すパンフレット等を配付するなど、児童生徒のネット上のいじめに対する未然防止や早期対応に努めます。

## <施策の方向性>

### (4-5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

生涯にわたる健康づくりを推進するためには、自らが心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるようになることが重要であることから、思春期から心身の健康づくりに向けた必要な知識や態度を身に付けるための取組や支援の充実を図ります。

## <具体的な取組内容>

#### ① 子どもの心のケアネットワーク体制を推進します。

ひきこもりや小児うつ、摂食障害や発達障害、子どもの自殺など様々な子どもの心の問題について、児童青年期の心の診療を行う専門医を確保・育成し、診療体制の強化を図ります。また、病診連携や人材育成を促進し、医療・保健・教育、福祉関係者の連携の下での支援に取り組めます。

#### ② 学校や地域での性に関する正しい知識の普及啓発を進めます。

学校においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択ができるよう、講習会等を通じて児童生徒を指導します。

また、県保健福祉センター、地域センターにエイズ・性感染症相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、エイズや性器クラミジア感染症等の検査を実施します。エイズや性感染症予防については学校と連携して、講演会を開催します。

#### ③ 薬物乱用防止や未成年に対する喫煙・飲酒防止のための講演会等を開催し、普及啓発に努めます。

薬物乱用防止指導員（学校薬剤師等）が、DVD、薬物標本、パネル、リーフレット等を活用し、薬物の性質と薬物のもたらす健康被害について解説し、薬物乱用防止の普及啓発を進めます。

また、未成年者に対して喫煙や飲酒を防止するための教育を推進します。

#### ④ プレコンセプションケアの取組を進めます。（再掲）

将来の安心・安全な妊娠・出産につながるよう、男女問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

## ＜施策の方向性＞

### （4-6）食育の推進

健全な食生活の実践に向けて、「食」に関する知識と「食」を選択する力の習得を促進するため、多様な主体による食育の取組を進めます。

## ＜具体的な取組内容＞

### ① 家庭における食育を推進します。

保護者や子ども自身が食に関する関心と理解を深め、家庭における健全な食習慣を確立できるように、親子がともに取り組む食育を推進します。

### ② 学校や認定こども園等における食育を推進します。

子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、学校や認定こども園・保育所・幼稚園等において、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育を推進します。おいしく、楽しく食べることで「生きる力」の基礎を育むばかりでなく、自然との関わり、人との関わり、料理づくりへの関わり、食文化との出会いなどの体験を通じ、望ましい食習慣の形成や豊かな人間性の育成、心身の健全育成を図るため、食育の推進に努めます。

### ③ 地域の自発的な食育推進活動を促進します。

地域における自発的な食育推進活動の充実を図るため、関係団体が連携して取り組む地域版食育推進計画の策定と、計画に基づく取組を促進します。特に、子育て世代の体験型食育を推進する取組の実践を支援します。

また、国が定める食育月間（6月）及び食育の日（毎月19日）を普及啓発することにより、地域全体での食育の重要性の理解を促します。

|      |                        |                      |
|------|------------------------|----------------------|
| 数値目標 | 地域版食育推進計画の認定件数<br>(累計) | (R5) 137件→(R11) 160件 |
|------|------------------------|----------------------|

## ＜施策の方向性＞

### (4-7) 子どもの安全の確保

子どもの日常生活における安全の確保等に向けて、地域全体で交通安全対策や犯罪被害防止対策、被害に遭った子どもの保護の推進に取り組みます。

## ＜具体的な取組内容＞

#### ① 幼児等に対する交通安全教室を実施します。

認定こども園・保育所・幼稚園において、横断歩道の正しい渡り方等を実践的に指導するとともに、保護者に対しても視聴覚機器を活用し、チャイルドシートやシートベルトの正しい使用について啓発します。また、これらの活動が施設、家庭及び地域において日常的に行われるよう、保育士等を対象とした研修会を行うとともに、機会をとらえて子育て支援団体等における普及啓発を進めます。

#### ② 子どもが犯罪の被害に遭わないための教育を推進します。

子どもが通学路や遊び場などに防犯の面で危険な場所等がないか点検し、地図に表す「地域安全マップ」の取組の普及を通じて防犯に対する力を身につけるなど、子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための被害防止教育を推進します。

#### ③ 地域全体で子どもを犯罪等から守るための活動を推進します。

子どもの見守り活動を行う防犯ボランティア団体等の活動の充実と裾野の拡大を図るなど防犯ボランティア活動を支援します。

また、地域全体で子どもを犯罪等から守るため、各種広報媒体を活用し、子どもの犯罪被害、不審者、防犯対策等に関する情報を提供します。

#### ④ 被害に遭った子どもに対して適切な相談及び支援を行います。

被害に遭った子どもに対して、適切な相談対応や専門的な立場からの指導・助言・カウンセリング、専門機関等への引継ぎなどの支援を行います。

#### ⑤ 子ども・若者の性被害の防止に努めます。

性暴力被害の相談が多い若年層が性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないように、性暴力について正しく認識し、万が一被害に遭った場合はためらわずに周囲の大人に相談することなどの教育・啓発に積極的に取り組みます。

## 5 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを支えるため、虐待や障害、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭に対し、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を充実させます。

### <施策の方向性>

#### (5-1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、どのような家庭でも起こり得る問題であるという認識のもと、子どもを虐待から守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階において、関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制を整備します。

### <具体的な取組内容>

#### ① 子育て中の親に対する相談援助等の実施により、虐待の未然防止を図ります。

貧困などにより出産前から支援が必要な妊婦や要支援児童等に対し、各市町に母子保健と児童福祉についてワンストップで相談対応を行う「こども家庭センター」の設置を促進し、切れ目のない相談支援を行います。

生後4か月を迎えるまでの、全ての乳児家庭を保健師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」において、保護者の子育てに関する不安や悩みを聞き、必要な情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対しては、適切な子育て支援サービスの利用につながるよう、関係者と連携し、継続的な相談支援を行います。さらに、親族等から支援が得られないなど、家庭生活に困難を抱える妊婦や母子を保護して生活支援等を実施する環境を整備するなど、支援体制の充実に取組みます。

また、子どもや子育て家庭がより相談しやすくなるよう SNS 相談の実施や、地域の子育て家庭や市町に対し、より専門的な相談支援や助言等を行う児童家庭支援センターの設置を進めるなど、地域の専門的相談支援体制の充実に努めます。

|      |                |                  |
|------|----------------|------------------|
| 数値目標 | こども家庭センター設置市町数 | (R5) → (R11) 全市町 |
|------|----------------|------------------|

### <親子のための相談 LINE (SNS 相談)>

**親子のための相談LINE** 使い方

どんなところで何回でも相談できます

- ① まずはLINEで友だち登録
- ② 住んでいる県と市町村を選択
- ③ 送られてくるリンクをクリック

相談専用画面に移り 相談開始  
相談メッセージは24時間受付

石川県 健康福祉部 少子化対策課

## ② 地域社会全体で子どもを見守り、虐待の早期発見を図ります。

「児童虐待防止オレンジリボンキャンペーン」等の啓発活動を通じて、県民全体への児童虐待防止に対する意識の高揚を図るとともに、県民に対し、児童虐待が疑われる場合の積極的な通報を呼びかけます。

また、日頃子どもと関わる機会が多く、虐待を発見しやすい立場にある教育、福祉、保健、医療等の関係機関への研修等を充実し、児童虐待に関する専門的知識の習得や対応力の向上を図るとともに、関係機関のさらなる連携を進め、児童虐待に迅速に対応できる体制の強化を図ります。

### ＜オレンジリボンキャンペーン啓発用ポスター＞



## ③ 市町や児童相談所における虐待への早期対応を図ります。

市町において、児童虐待など様々な相談に的確に対応をしていくことができるよう、中央児童相談所に市町を支援する担当職員を配置するとともに、市町職員への研修の充実等により、専門的な技術や知識の向上を図るほか、要保護児童対策地域協議会の活動を支援します。

児童相談所においては、児童福祉司や児童心理司等の専門的職員の適正配置に努め、増加する児童虐待に的確に対応していくとともに、金沢市も含めた県内3つの児童相談所で連携し、職員の専門性のさらなる向上に取り組みます。

また、増加する夜間・休日の相談ニーズに対応するため、児童福祉司を補佐する児童福祉サポーターを配置し、24時間の連絡体制を確保し、ケースに応じた効果的な相談援助活動を行います。

さらに、児童相談所と警察との連携を徹底し、迅速な子どもの安全確認を図るほか、児童相談所と協力病院との連携を進め、児童虐待に関する医学的な判断や治療が必要なケースへの適切かつ迅速な対応を行います。

石川県社会福祉会館とともに移転・整備することとしている県中央児童相談所については、プライバシー確保に配慮し、より安心して相談できる環境を整備します。

**④ 配偶者等に対する暴力の防止と被害者保護対策を推進します。**

子どもが同居する家庭での配偶者等に対する暴力は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、配偶者等に対する暴力のない社会の実現を目指し、「いしかわパープルリボンキャンペーン」等の啓発活動や若年層に対する予防啓発を行うほか、被害者の保護や自立支援等に取り組みます。



## <施策の方向性>

### (5-2) 社会的養護体制の充実

虐待をはじめ子どもの抱える問題の背景が多様化していることなど、社会的養護の役割も変化しており、保護を必要とする子どものそれぞれの状況に応じたきめ細やかな支援体制づくりに向けて、さらなる権利擁護の推進や、家庭と同様の養育環境の整備、児童養護施設等を退所する子どもの自立支援等に取り組みます。

#### 社会的養護とは

様々な理由により家庭で暮らせない子どもを、家庭に代わって公的に養育する仕組みです。乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設で養育する「施設養護」と、里親やファミリーホームで養育する「家庭養護」があります。

また、施設養護には、小規模化された本体施設や小規模グループケアで養育する「家庭的養護」があります。

## <具体的な取組内容>

### ① 社会的養護を必要とする子どもの権利擁護を推進します。

児童相談所が一時保護や里親委託等の決定を行う際には、あらかじめ子どもが十分に理解できるよう説明し、子どもの意見を聴き、意向を十分に尊重した上で、子どもの最善の利益につながる決定を行います。

また、子どもの意見表明を支援するため、児童相談所や関係者から独立した立場にある支援員の派遣や、児童相談所の決定などに子どもが納得できない場合には、その意見・意向を調査審議する仕組みを導入するなど、権利擁護の環境整備に取り組みます。

なお、支援を検討する際などには、それぞれの子どもの個性や生い立ち、現在置かれている環境などを十分に理解する必要があることに留意し、対応します。

|      |                      |                       |
|------|----------------------|-----------------------|
| 数値目標 | 一時保護児童への意見表明等支援員の派遣率 | (R5) — → (R11) 100.0% |
|------|----------------------|-----------------------|

### ② 一時保護施設における環境改善に取り組みます。

福祉的支援の入り口となる一時保護先で、子どもの権利が守られ、職員等との関係構築が図られることは非常に重要であるため、一時保護施設職員の研修の更なる充実に努めるとともに、子どもに対するケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、定期的に第三者評価を受審します。

また、移転・整備することとしている中央児童相談所をはじめ、一時保護施設の建て替えについては、「一時保護施設における設備及び運営に関する基準を定める条例」に則り、子どものプライバシーの確保や権利擁護を十分考慮した家庭的であたたかみのある環境を整備します。

### ③ 家庭養護を推進します。

「家庭養護」を推進するため、家庭養護の受け皿である里親の確保に向けた新規里親開拓への取組をはじめ、里親の養育力のさらなる向上のための研修の実施、受託里親への養育相談支援など、一連の里親支援業務を包括的に実施する専門機関の設置を促進し、里親への支援体制の構築を図ります。

また、児童相談所では、子どもの最善の利益を念頭に、特に乳幼児について積極的に里親等への委託を検討するほか、養子縁組制度の活用も視野に入れた支援を行います。

| 数値目標 | 里親等委託率<br>※1 |          | (R5) ※2 | (R11) ※3 |
|------|--------------|----------|---------|----------|
|      |              | 3歳未満     | 9.1%    | → 75.0%  |
|      |              | 3歳以上の就学前 | 17.8%   | → 75.0%  |
|      |              | 学童期以降    | 21.4%   | → 50.0%  |

※1 里親等：里親及びファミリーホーム

里親等委託率：里親等への委託措置児童数を要保護児童数（里親及びファミリーホームへの委託措置児童数、並びに乳児院・児童養護施設への入所措置児童数の計）で除したものです。

※2 R5年度の数値は、年齢区分ごとに、年間の里親及びファミリーホーム委託措置児童数を年間の要保護児童数で除したものです。

※3 この目標値は、里親の確保や支援体制の充実など、子どもの養育される権利を保障する環境整備を目的に設定したものです。

個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所が子どもの意見・意向等を踏まえ、子どもの最善の利益の観点から行います。

### ④ 児童養護施設等における家庭的養護を推進するなど、養育ケア体制の質の向上を支援します。

児童養護施設や乳児院において、子どもを養育するケア単位の小規模化（小規模グループケア化）や地域分散化（分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置）を進め、より家庭的な養育環境の充実を図ります。

また、施設におけるさらなる養育の質の向上と職員の専門性を高めるための研修を充実するとともに、精神科医等とも連携し、虐待を受けた子ども等への対応に関する助言を行うなど児童養護施設への支援を行います。

さらに、児童養護施設や乳児院においては、養育の専門性を活かして地域の子育て家庭への相談支援を行うほか、ショートステイやトワイライトステイなど一時的に子どもを預かる取組を進め、地域の子育て家庭への支援を行います。

⑤ 児童養護施設等で養育されている子どもに対して、入所中から退所後まで継続的に自立支援を行います。

虐待や経済的困窮など様々な理由により保護者と暮らすことができない子どもに対し、子どもの適性に応じた個別の相談支援を行う専門アドバイザーを児童養護施設等に派遣し、子どもが将来、自立していくことができるよう支援するほか、一定条件で返還免除となる進学や就職に必要な資金の貸し付け等を実施し、新たな生活への支援を行います。また、児童相談所では、社会に出た際に必要となる生活能力を子どもがしっかりと身につけることができるよう、積極的な措置延長を検討し、必要な期間の確保に努めます。

このほか児童相談所は、関係機関等と連携し、家庭復帰に向けた親子関係の再構築や、家庭復帰後の虐待の再発防止等に向けた家族支援への取組を進めます。

|      |                           |                        |
|------|---------------------------|------------------------|
| 数値目標 | 社会的養護児童の 18 歳到達時<br>進路決定率 | (R5) 100.0% → (R11) 維持 |
|------|---------------------------|------------------------|

## <施策の方向性>

### (5-3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭や生活保護世帯を含む生活困窮世帯の保護者及び子ども等の生活の安定と自立の促進に向けて、就業支援や経済的支援、子育て等の生活支援に取り組むとともに、親子面会交流の支援を推進します。

## <具体的な取組内容>

### ① ひとり親家庭等の就業をサポートします。

ひとり親家庭等の自立を促進するため、専門の相談員を配置し、相談から就職までハローワーク等と連携を図りながら総合的な就業支援を行います。

また、ひとり親家庭の親が就職に必要な資格取得や技能習得のための職業訓練の実施のほか、自立支援給付金の支給等による支援を行います。

高校を中退した方への就労支援として、若者サポートステーション石川と学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生等に対して若者サポートステーション石川が行う支援内容について情報提供を行います。

|      |              |   |
|------|--------------|---|
| 数値目標 | 母子家庭の母の常用雇用率 | (R5) 65.3% → (R11) 66.8% (※)<br>※ひとり親家庭実態調査(県実施)により把握 |
|------|--------------|---|

### ② ひとり親家庭等に対する経済的な支援を行います。

経済的な理由により子どもの高校や大学等への進学が困難な家庭や、生活が困窮している家庭に対し、修学資金や生活資金等を無利子または低金利で貸付を行うほか、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当の支給等による支援を行います。

### ③ ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援を行います。

ひとり親家庭や生活が困窮している家庭の子どもの学習の定着等に向けて、生活習慣の習得、学習支援を行います。

また、ひとり親家庭が子育てをしながら安心して生活できるよう、親の病気や出張等の際し、家事援助や一時預かり等のサービスを提供するほか、放課後児童クラブを利用しやすいよう利用料の助成を行います。また、母子・父子自立支援員による生活や子育て等に関する相談や講習会を開催し、ひとり親家庭への子育て支援や生活支援に取り組みます。

### ④ 生活困窮世帯に対する自立支援を行います。

生活に困窮している方が抱える多様な課題に対応するため、ワンストップの相談窓口を設置し、相談支援員が住居や就労機会の確保をはじめ、個々の家庭の状況や一人ひとりの心身の状況に応じた総合的な支援を実施します。

### ⑤ ひとり親家庭の親子面会交流を支援します。

子どもの権利や最善の利益を最優先に考えながら、親子面会交流の支援に取り組みます。

## ＜施策の方向性＞

### (5-4) 障害児等への支援の充実

本県の障害者施策の基本計画である「いしかわ障害者プラン」に基づき、障害児等の健やかな成長を促すとともに、一人ひとりの子どものニーズに応じた適切な支援の実施を図るため、障害の疑いがある子どもも含め、早期支援や相談体制の充実、支援人材の育成、自立までの一貫した支援に取り組みます。

## ＜具体的な取組内容＞

### ① 障害のある子どものニーズに応じた指導や支援を行います。

障害のある幼児・児童・生徒のライフステージ全体を通して、一人ひとりのニーズに応じた支援を効果的に実施するため、地域の教育、福祉、医療、労働等の関係機関による地域支援ネットワークの構築を図ります。

また、個別支援計画を策定し、一貫性のある支援を行うほか、障害児の受け入れに対して保育士を加配する認定こども園等への支援を行います。

### ② 発達障害児への支援に取り組みます。

アスペルガー症候群等の広汎性発達障害（自閉スペクトラム症）、学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症等の発達障害児に対し、発達障害者支援センターにおいて、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した継続的な支援を行います。発達障害の中でも、知的障害を伴う自閉症児に対する支援を専門的に行う拠点として、自閉症支援センターにおいて、相談、療育、就労に関する一貫した支援を行います。また、緊急時等の一時保護も行います。

また、学校教育においては、特別支援学校の専門相談員、高等学校発達障害アドバイザー、生徒指導・発達障害サポートチームの派遣等により、県内の小・中学校、高等学校に在籍する発達障害のある児童生徒を支援します。

### ③ 聴覚障害児に対する早期支援を図ります。

聴覚障害児（難聴児）とその家族が早期に適切な支援を受けられるよう、「いしかわ難聴児相談支援センター」において、情報提供や相談対応を行います。また、保健、医療、福祉、教育等の関係機関などで構成する協議会を設置し、県内における聴覚障害児の支援の全体把握、新生児聴覚検査の実施状況の把握と共有、課題や関係機関の連携強化等に関する検討を行います。

### ④ 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所やショートステイ事業所の整備を進めます。

身近な地域で障害のある子どもの支援ができるよう、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所やショートステイ事業所の整備を進めます。また、地域における中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターの圏域ごとの設置を促進します。

⑤ 医療的ケアを要する子どもが適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携促進に努めます。

日常的に医療的ケアを要する子ども（医療的ケア児）が、地域において適切な支援を受けられるよう、「いしかわ医療的ケア児支援センター」において、医療的ケア児とその家族、支援者からの各種相談を受け付けます。また、各市町における、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を推進するとともに、支援を調整するコーディネーターを養成します。

さらに、認定こども園等における医療的ケア児の受け入れ体制を整備するため、医療的ケアに従事する看護師等職員の配置を支援します。

## ＜施策の方向性＞

### (5-5) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る取組を進めます。

## ＜具体的な取組内容＞

### ① 県下全域での子ども食堂の開設を促進します。

市町や民間団体と協働して、県内全ての市町で子ども食堂が開設されるよう支援します。

### ② 養育費の確保に向けた支援に取り組みます。

養育費に関する相談支援を行う養育費相談員を母子・父子福祉センターに配置し、研修等の開催を通して、多様な相談内容に対応できる体制整備を図ります。

また、元家庭裁判所調査官など専門相談員が父母に助言等を行う機会を設けます。

③ 教育・生活・就労・経済の面で必要な支援を行います。

貧困の状況にある子ども及びその保護者に対して、教育面、生活面、就労面、経済面で必要な支援を行います。

| 主な取組   | 具体の掲載ページ |
|--|----------|
| <b>1 教育の支援</b>                                 |          |
| 幼児教育・保育サービスの質の向上                               | P40      |
| 多子世帯の経済的な負担軽減                                  | P42      |
| 奨学金制度等による高校・大学等への進学支援                          | P43      |
| 優れた教員の育成・確保                                    | P49      |
| 生徒指導体制やカウンセリングの充実                              | P49      |
| 体験活動を通じた豊かな心の育成                                | P50      |
| 学校や認定こども園等における食育の推進                            | P58      |
| 児童養護施設等で養育されている子どもに対しての入所中から退所後までの継続的な自立支援     | P65      |
| ひとり親家庭等に対する経済的な支援                              | P66      |
| ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援                          | P66      |
| <b>2 生活の安定に資するための支援</b>                        |          |
| 妊娠から子育てまでの切れ目のない包括的な支援を提供するための地域の支援体制の充実       | P32      |
| 妊娠に関する専門相談窓口の設置による妊娠に悩む方への支援                   | P33      |
| 保護者の多様な保育ニーズに応じた一時預かりやショートステイなどのサービス提供         | P39      |
| 【再掲】幼児教育・保育サービスの質の向上                           | P40      |
| 幼児教育・保育人材の確保のための取組の推進                          | P40      |
| 働く保護者のニーズに対応したサービスの提供                          | P41      |
| 放課後児童クラブの質の向上                                  | P41      |
| 県営住宅入居に際しての子育て世帯等への優遇措置                        | P43      |
| 家庭における食育の推進                                    | P58      |
| 学校や認定こども園等における食育の推進                            | P58      |
| 子育て中の親に対する相談援助等の支援                             | P60      |
| 市町や児童相談所における虐待への早期対応                           | P61      |
| 家庭養護の推進  | P64      |
| 児童養護施設等での家庭的養護の推進など養育ケア体制の質の向上の支援              | P64      |
| 【再掲】児童養護施設等で養育されている子どもに対しての入所中から退所後までの継続的な自立支援 | P65      |
| ひとり親家庭等の就業のサポート                                | P66      |
| 【再掲】ひとり親家庭等に対する経済的な支援                          | P66      |
| 【再掲】ひとり親家庭等に対する子育て支援や生活支援                      | P66      |
| 生活困窮世帯に対する自立支援                                 | P66      |
| <b>3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</b>         |          |
| 【再掲】ひとり親家庭等の就業のサポート                            | P66      |
| 【再掲】生活困窮世帯に対する自立支援                             | P66      |
| 企業におけるワークライフバランスの取組の質の向上の支援                    | P74      |
| 育児休業からの復帰とその後の就業継続の支援                          | P76      |
| <b>4 経済的支援</b>                                 |          |
| 【再掲】ひとり親家庭等に対する経済的な支援                          | P66      |
| 奨学金制度等による高校・大学等への進学支援                          | P43      |



## <施策の方向性>

### (5-6) ヤングケアラーへの支援体制の整備

ヤングケアラーが、それぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題や背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、市町や民間団体と協働し、その自主性を尊重しつつ、多様な支援を包括的に提供する体制を整備します。

## <具体的な取組内容>

### ① ヤングケアラーの周知啓発を進めます。

ヤングケアラー支援には、ヤングケアラーに気づき得る周囲の大人が状況や心情への理解を深めることと、支援の対象であるヤングケアラー本人が自らの置かれた状況に気づくことが必要であることから、ヤングケアラーに係る正しい理解が進むよう、広く県民に周知啓発します。

#### ヤングケアラー

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定される家事や、家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、人間関係をつくる大切な時期に友人と遊べない、勉強しなければいけない時期に学べないなど、子どもたちの将来にも大きく影響することから、ヤングケアラーへの支援は、県民をあげて取り組むべき重要な課題です。

## <県特設 Web サイト>



### ② ヤングケアラーとその保護者への支援体制を整備します。

ヤングケアラーが気軽に悩みを相談できるよう、SNSを活用したピアサポートを実施するとともに、保護者の心理的ケアを実施する体制を整備します。

## <いしかわヤングケアラーチャンネル>



③ 市町におけるヤングケアラー支援をサポートします。

ヤングケアラーやその保護者等が、その問題や背景、心身の状況等に応じた最適な公的支援を受けられるよう、その窓口である市町の支援体制をサポートします。

## ＜施策の方向性＞

### (5-7) ひきこもりの支援

ひきこもり状態にある子ども・若者やその家族が、社会から孤立し、長期にわたり困難な状況が継続しないよう、個々の状況に応じた相談・支援を推進します。

## ＜具体的な取組内容＞

### ① ひきこもりの専門的な相談窓口を設置します。

ひきこもりの専門的な相談窓口である「ひきこもり地域支援センター」を県内3カ所（金沢・加賀・能登）に設置し、相談体制の充実を図ります。

### ② ひきこもり状態にある方やその家族等への支援の充実を図ります。

「ひきこもり地域支援センター」において、市町やハローワーク、民間支援団体など、官民の関係者からなる地域支援ネットワークを構築し、ひきこもり状態にある方やその家族等に対する相談対応や個別訪問、居場所づくりなど段階に応じた切れ目のない支援を行い、ひきこもりの方の自立を支援します。

## 6 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

共働き家庭が増加する中、女性のみならず男性においても多様な働き方を選択しながら仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、誰もが仕事と生活に好循環を形作れるよう、企業におけるワークライフバランスの取組を推進するとともに、県民への普及啓発等の取組も進めていきます。

### <施策の方向性>

#### (6-1) 企業におけるワークライフバランスの取組促進

企業におけるワークライフバランスの行動計画である一般事業主行動計画の策定と質の向上を支援・促進するとともに、子育てを応援・サポートする意識を企業に普及啓発することにより、子育て中の労働者をはじめとした全ての労働者が多様な働き方を選択しながら能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境の整備を進めます。

### <具体的な取組内容>

#### ① 企業における一般事業主行動計画の策定を支援します。

中小企業の割合が高い本県では、いしかわ子ども総合条例に基づき、従業員数21人以上の企業は一般事業主行動計画を策定することとしています。策定対象の企業には専門家を派遣することにより、策定を支援します。

|      |                                 |                          |
|------|---------------------------------|--------------------------|
| 数値目標 | 一般事業主行動計画策定対象企業の策定率（従業員数21～49人） | (R5) 42.0% → (R11) 80.0% |
|------|---------------------------------|--------------------------|

#### ② 企業におけるワークライフバランスの取組の質の向上の支援を行います。

企業の経営者や管理職を対象としたセミナーの開催等により、企業における長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現、一般事業主行動計画の着実な実践等ワークライフバランスの取組のさらなる充実などの質の向上を支援・促進します。

|      |            |   |
|------|------------|---|
| 数値目標 | 男性の育児休業取得率 | (R5) 24.3% → (R12) 85.0%<br>※石川県成長戦略における目標値 |
|------|------------|---|

③ ワークライフバランスに積極的に取り組む企業を表彰します。

一般事業主行動計画を策定し、行動計画の内容等を公表する企業を「ワークライフバランス企業」としてロゴマーク等により広く周知するとともに、ワークライフバランス企業のうち特に優れた取組を行っている企業を表彰します。

|      |                         |                        |
|------|-------------------------|------------------------|
| 数値目標 | ワークライフバランス表彰企業数<br>(累計) | (R5) 110社 → (R11) 180社 |
|------|-------------------------|------------------------|

④ 企業における男性の子育て参画促進に向けた取組を推進します。

男性が子育てに参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業に対する意識啓発などの取組を推進します。男性従業員の子育てへの参画に積極的に取り組む企業を「パパ子育て応援企業」として認定し、取組を周知します。

＜石川県ワークライフバランス企業登録等ロゴマーク＞



⑤ 男女共同参画を推進するために、具体的な取組を宣言した企業を「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」として認定します。

男性も女性もいきいきと働くことができる職場環境づくりのため、女性の活躍を推進するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の取組や、仕事と育児・介護の両立支援などを推進するワークライフバランスの取組、男女が共に働きやすい職場環境づくりなどの取組について、社内で具体的に取り組むことを宣言した企業等を認定し、その取組を支援します。

⑥ 競争入札参加者資格審査に当たり、子育て支援の取組に積極的な企業を適切に評価します。

競争入札参加者資格審査（物品、建築物管理、建設工事）に当たって、子育て支援の取組に積極的な企業を適切に評価するため、一般事業主行動計画を策定し届出した者に対して評価点数を加算します。

## ＜施策の方向性＞

### (6-2) 県民のワークライフバランス実現に向けた普及啓発・取組支援

広く県民に対して、自らのワークライフバランスを実現することの大切さを普及啓発するとともに、働きながら子育てをする際の不安の解消や、両立のノウハウの提供等の支援を行います。

## ＜具体的な取組内容＞

### ① 「県民育児の日」の実施など、県民に対するワークライフバランスの普及啓発を進めます。

子育ての大切さについて理解を深めるとともに、ワークライフバランスについて考える契機とし、地域社会全体で子育てを支援する気運の醸成を図るため、毎月 19 日を「県民育児の日」と定め、その普及啓発のためいしかわエンゼルマーク運動を進めます。

### ② 若者のライフプラン支援の充実に努めます。(再掲)

高校生や大学生等を対象に、将来の仕事とあわせて、結婚、妊娠・出産、子育てなど自らのライフプランを具体的に考えることのできる機会を提供します。

### ③ 育児休業からの復帰とその後の就業継続を支援します。

育児休業中の労働者を対象とした職場復帰セミナーを開催し、仕事と子育ての両立の不安や悩みに対する専門家からのアドバイスなどにより、育休からの円滑な職場復帰とその後の就業継続を支援します。

### ④ 子育てをしながら働くことを希望する女性への就業支援を実施します。

女性の就職を支援するため、「女性ジョブサポート石川」を設置し、個別相談や各種情報提供等により、子育てをしながら働くことを希望する女性への就業支援を実施します。さらに就業後についても、女性の職場定着に向けた支援を行います。

### ⑤ 父親になる男性への育児情報の提供等に努めます。(再掲)

子育てにおける男性の役割が重要となる一方で、男性が育児知識を得る機会が少ないことから、父親になる男性に対して、子育てを行うために必要な情報提供等に努めます。

### ⑥ 家庭内における男性の子育てや家事の参画を促進します。(再掲)

夫婦が協力して子育てを行う共育ての定着に向けて、そのきっかけづくりとなる「育児・家事シェアシート」の取組を進めるとともに、男性に対する子育て講座の開催等を通じた支援を行い、男性の子育て参画等を促進します。

また、男性が子育てに参画する意義等をホームページなど様々な機会を捉えて発信し、共育ての社会気運の醸成を図ります。

## 子どもの権利擁護

### 7 子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

子ども・若者を多様な人格を持った個人として尊重し、その権利を保障し、最善の利益を図るため、子ども・若者の意見表明機会の確保や意見の施策への反映を検討するとともに、県民の子どもの権利に関する理解促進を進めていきます。

#### <施策の方向性>

##### (7-1) 子ども・若者の意見表明機会の確保、意見の施策への反映を検討

子どもに関する施策を策定、実施、評価するとき、子ども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講じます。

#### <具体的な取組内容>

##### ① 安心して意見を述べることができる場や機会の創出に努めます。

子どもの健やかな成長に対する支援や、結婚、妊娠・出産、子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策等の子ども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、子ども等から希望や課題、ニーズ等の意見を聞く場の創出等を推進します。

|      |              |   |
|------|--------------|---|
| 数値目標 | 子どもの自己肯定感の高さ | (R5) 75.2% → (R11) 増加<br>※子どもの意見アンケート（県実施）により把握 |
|------|--------------|---|

##### ② 多様な声を施策に反映させるよう努めます。

子ども・若者の意見については、事業の改善や広報物等の改善等への反映に努めるほか、反映できなかった意見を含めてフィードバックするよう努めます。

|      |                          |                   |
|------|--------------------------|-------------------|
| 数値目標 | 県の子ども関連施策への子どもの意見表明機会の件数 | (R6) - → (R11) 増加 |
|------|--------------------------|-------------------|

<施策の方向性>

(7-2) 子どもの権利に関する理解促進

子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

<具体的な取組内容>

- ① 子どもの教育、養育の場において、こども基本法や子どもの権利に関する理解促進を図ります。

こども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を、子ども・若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとする大人に対して、広く周知し、社会全体で共有を図ります。

|      |                          |                                       |
|------|--------------------------|---------------------------------------|
| 数値目標 | 子どもは権利の主体であると思う<br>県民の割合 | (R6) ← → (R11) 100.0%<br>※県民意識調査により把握 |
|------|--------------------------|---------------------------------------|



## 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の復旧・復興

### 創造的復興プランに掲げられた主な子ども関連施策の着実な実行

令和6年元日に発生した能登半島地震は最大震度7を観測し、追い打ちをかけるかのよう  
に、同年9月には復旧・復興の途上にある被災地に記録的な豪雨が襲い、未曾有の複合  
災害となりました。

能登の創造的復興について、県では、石川県創造的復興プラン等に基づき、被災地域の方  
々はもとより、国や関係機関などと連携を密にして全力で取り組んでいくこととしてお  
り、同プランに掲げられた子ども関連の施策について、引き続き、着実に実行していきま  
す。

### 教訓を踏まえた災害に強い地域づくり

#### 福祉施設（高齢者・障害児・児童等）の復旧

災害により、認定こども園等197施設、放課後児童クラブ82施設、児童館22施設、  
障害児施設（能登6市町の入所施設）1施設など多数の施設に被害がありました。復興後の  
ニーズを踏まえ、被災した施設の早期復旧等を財政面や人材確保なども含めて支援し  
ます。

#### 学校施設の復旧

県立学校では55校に被害がありました。被災した県立学校の仮復旧や仮設施設の整備を進  
め、1日でも早く施設の機能回復を図ります。また、本復旧についても早期に着手でき  
るよう取り組みます。

### 誰もが安全・安心に暮らし、学ぶことができる環境・地域づくり

#### 奥能登の妊婦が安心して出産できる体制の確保

母体搬送時における遠隔での胎児モニタリングの実施や、他地域で出産する妊婦に  
対する支援など、奥能登の妊婦が安心して出産できる体制づくりを推進します。

#### 被災したこどもの居場所づくり支援

災害により子どもの居場所が減っており、国事業を活用し、市町・NPO等と連携し  
た遊び場所・学習スペースの設置等や、子ども食堂の取組を支援することを通じ  
て、子どもの居場所づくりを推進します。

#### 福祉人材の確保・マッチング支援

施設・事業所におけるサービス継続に必要な職員を確保するため、職員の復職の  
促進、新規雇用、離職防止に取り組む事業者に対して、福サポいしかわを中心とし  
た能登での面談会の開催など、マッチングなどの支援を行います。

## 保育士の地元定着支援

被災地での保育士確保のため、国の保育士修学資金等貸与制度に上乗せして奨学金を貸与するほか、保育補助者の保育士資格取得に要する経費を補助するなど、地元定着への支援を行います。

## 保育所等への巡回支援による心のケア

保育所等に専門職が巡回し、保育士、放課後児童クラブ支援員へのカウンセリングやメンタルヘルスケアを行うとともに、被災した子どもとの関わり方について助言等を行い、子どもの心のケアにつなげます。

## 被災した県立高校の部活動への支援

地震による損傷や避難所の開設等により、一部の学校において体育館やグラウンドが使用できないことから、被災した県立高校の部活動を対象に、十分な活動が行える場所までの移動費を支援します。

## スクールカウンセラーの配置強化

スクールカウンセラーを増員することで、被災により不安や悩みを抱える児童生徒の心のケアを図るとともに、子どもたちの変化に不安を抱える保護者を支援します。

## 被災地の小・中学生を対象とした体験活動の機会提供

被災地の小・中学生に対し、海・山などでの自然体験活動の機会を提供します。

## 被災地域での教員の人材確保

学びの保障、児童生徒の心のケア、地域等の連携など、災害に伴い増加する業務に対応するため、加配教員の配置やスクールサポートスタッフなどの外部人材の活用などにより、教育環境の充実・確保を図ります。

## 児童生徒の災害対応能力を高める教育の推進

小学校、中学校、高校の発達段階に応じた防災教育を推進することで、自助・共助・公助の防災意識の醸成を図ります。

## 遠隔授業などICTを活用した学習環境の整備

生徒が減少していく中、生徒一人ひとりの多様な学習ニーズへの対応や生徒同士の学び合いの深化等を図り、質の高い学びを実現できるよう、高校におけるICTを活用した遠隔授業など、学びの環境の整備を進めます。

### 能登地域の高校における魅力ある学校づくりの推進

高校は地域を担う人材の育成の場であり、地域の活性化に果たす役割が大きいことから、市町や地域とも連携しながら、各学校の特色や強みに一層磨きをかけるとともに、学校行事、部活動など高校間の連携・交流により、各学校を地域に維持しながら、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指します。

### 高校における創造的復興教育の推進

今般の地震を契機に、能登地域の自然や人間、社会、文化、産業等を改めて学ぶことで、ふるさとの価値を実感するとともに、国内外の生徒等との交流や課題解決型学習を進めることで能登の復興を自らが担う人材を育成します。

### 高校生ボランティアリーダーの養成

震災を経験し、今後、高校生のボランティア活動の核となる高校生ボランティアリーダーの養成および、リーダーを中心とした地域連携ボランティア活動を推進します。

## 第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

市町計画の数値を集計したものを基本として、「幼児教育・保育の量の見込み（必要な利用定員の総数）」とそれに対応した「教育・保育施設による確保方策（施設の利用定員の総数）」を設定

## 第6章 プランの推進方策

### 1 プランに基づく施策の目標と施策の推進

本プランに基づく施策を着実に推進するため、数値目標を設定し、毎年度、その状況を把握・検証することで、計画の進捗状況を評価するとともに、結婚と子育てに関する成果指標を設定し、取組の効果を検証します。

本プランに基づく施策の目標は次の34項目とプラン全体の成果指標の2項目とします。目標年度は令和11年度を基本としていますが、既存の国や県の他の計画と整合性を図る等の理由から、異なる目標年度を用いている数値目標もあります。これらの数値目標については、今後、他計画の策定状況や社会情勢の変化等に併せて、必要に応じて整合性を図ります。

また、「石川県成長戦略」で掲げる目標等も合わせて、施策の推進を図ります。

◇プランに基づく施策の目標と成果指標

| 体系                          | 施策の柱  |          |           |           |            |
|-----------------------------|---|----------|-----------|-----------|------------|
|                             | 項目  |          | 実数        |           | 目標値        |
| 結婚                          | <b>1 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実（5項目）</b>  |          |           |           |            |
|                             | 1 「あいぎゅん」会員登録者数                                   | 人        | R5 4,002  | →         | R11 6,000  |
|                             | 2 縁結びイベント参加者数（累計）                                 | 人        | R5 3,502  | →         | R11 13,000 |
|                             | 3 いしかわ婚活応援企業数                                     | 社        | R5 314    | →         | R11 500    |
|                             | 4 高校生・大学生向けライフプランセミナーの受講者数（累計）                    | 人        | R5 10,249 | →         | R11 22,000 |
|                             | 5 学生の県内就職率  | %        | R5 41.1   | →         | R11 48.0   |
| 妊娠・出産                       | <b>2 出産の希望がかない、安心して子どもを産み育てるための母子の健康及び増進（5項目）</b> |          |           |           |            |
|                             | 6 妊娠11週以下での妊娠の届出率                                 | %        | R5 96.6   | →         | R11 98.0   |
|                             | 7 産後ケア事業の利用率                                      | %        | R5 3.3    | →         | R11 増加     |
|                             | 8 乳幼児健診受診率  | %        | R5 98.6   | →         | R11 99.0   |
|                             | 9 乳幼児健診未受診者把握率                                    | %        | R5 96.3   | →         | R11 100.0  |
|                             | 10 分娩取扱医師偏在指標（分娩1千件あたりの分娩取扱医師数）                   | %        | R2 10.8   | →         | R11 増加     |
| 子育て                         | <b>3 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備（7項目）</b>     |          |           |           |            |
|                             | 11 マイ保育園利用登録率                                     | %        | R5 64.3   | →         | R11 80.0   |
|                             | 12 父親の育児・家事の頻度（週3日以上の割合） ※県民意識調査                  | %        | R5 46.4   | →         | R11 70.0   |
|                             | 13 いしかわ保育・教育アドバイザー派遣施設数（5年間の累計）                   | 施設       | R5 14     | →         | R11 50     |
|                             | 14 放課後児童クラブ登録児童数                                  | 人        | R5 15,934 | →         | R11 18,500 |
|                             | 15 放課後児童クラブ職員向け研修受講者数（5年間の累計）                     | 人        | R5 5,434  | →         | R11 6,100  |
|                             | 16 プレミアム・パスポート事業協賛店舗数                             | 店舗       | R5 3,063  | →         | R11 3,300  |
|                             | 17 奨学金募集定員  | 人        | R5 417    | →         | R11 必要枠の確保 |
|                             | <b>4 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備（6項目）</b>              |          |           |           |            |
|                             | 18 乳幼児との触れ合い育児体験参加生徒数（累計）                         | 人        | R5 17,466 | →         | R11 33,000 |
|                             | 19 いしかわ子ども自然学校参加者数                                | 人        | R5 3,519  | →         | R7 8,000   |
|                             | 20 スポチャレいしかわ登録クラス数の割合                             | %        | R5 91.5   | →         | R11 95.0   |
|                             | 21 保護者向け親学び講座を実施する小中学校数                           | 校        | R5 257    | →         | R11 全校     |
|                             | 22 子どものインターネット等の適正利用の推進に取り組む小中学校数                 | 校        | R5 全校     | →         | R11 全校     |
|                             | 23 地域版食育推進計画の認定件数（累計）                             | 件        | R5 137    | →         | R11 160    |
|                             | <b>5 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実（5項目）</b>   |          |           |           |            |
|                             | 24 こども家庭センター設置市町数                                 | 市町       | R5 -      | →         | R11 全市町    |
| 25 一時保護児童への意見表明等支援員の派遣率     | %   | R5 -     | →         | R11 100.0 |            |
| 26 里親等（里親、ファミリーホーム）委託率      | 3歳児未満   | %        | R5 9.1    | →         | R11 75.0   |
|                             | 3歳児以上就学前  | %        | R5 17.8   | →         | R11 75.0   |
|                             | 学童期以降   | %        | R5 21.4   | →         | R11 50.0   |
| 27 社会的養護児童の18歳到達時進路決定率      | %   | R5 100.0 | →         | R11 維持    |            |
| 28 母子家庭の母の常用雇用率 ※ひとり親家庭実態調査 | %   | R5 65.3  | →         | R11 66.8  |            |
| 働き方                         | <b>6 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進（3項目）</b>             |          |           |           |            |
|                             | 29 一般事業主行動計画策定対象企業の策定率（従業員数21～49人）                | %        | R5 42.0   | →         | R11 80.0   |
|                             | 30 男性の育児休業取得率                                     | %        | R6 42.6   | →         | R12 85.0   |
| 31 ワークライフバランス表彰企業数（累計）      | 社   | R5 110   | →         | R11 180   |            |
| 子どもの権利擁護                    | <b>7 子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有（3項目）</b>           |          |           |           |            |
|                             | 32 子どもの自己肯定感の高さ ※子どもの意見アンケート                      | %        | R6 75.2   | →         | R11 増加     |
|                             | 33 県の子ども関係施策への子どもの意見表明機会の件数                       | 件        | R6 -      | →         | R11 増加     |
|                             | 34 子どもは権利の主体であると思う県民の割合 ※県民意識調査                   | %        | R6 -      | →         | R11 100.0  |

成果指標(2項目)

- ① 県の結婚支援事業による成婚数(累計) R5 : 1,360組 → R11 : 2,100組  
 ② 合計特殊出生率 R5 : 1.34 → R14 : 1.8 (国民希望出生率)

## 2 推進体制

本プランを実効性のあるものとするため、「石川県子ども政策審議会」を、子ども・子育て支援法第 72 条第 4 項に規定する地方版子ども・子育て会議及びこども基本法第 13 条第 3 項に定める協議会として位置づけるとともに、「いしかわエンゼルプラン推進協議会」を、次世代育成支援対策推進法第 21 条第 1 項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として位置づけ、地域の子ども・子育て支援関係者や幼児教育・保育関係者、事業主を代表する者、子育て中の親、子ども・子育てに関する学識経験者など様々な分野の関係者が集まり、本プランの実施状況等について定期的に審議を行い、本プランを着実に推進します。

## 3 進捗管理

「石川県子ども政策審議会」や「いしかわエンゼルプラン推進協議会」において、本プランの施策の進捗状況等に関する評価や検証を行うとともに、毎年度、本プランの実施状況を公表します。

また、「石川県成長戦略」や市町の子ども・子育て支援事業計画などの関連計画の見直し及び子ども・子育てに関する環境の変化等により、本プランの見直しの必要が生じた場合には、随時見直しを行います。